

新たな宮城県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）の策定に係る現行計画に関わる事務事業の実施状況一覧

参考資料3

※環境基本計画関連事業の実施状況等を取りまとめたもの。

復興のための重点的な取組政策

第1章 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

R1.11.18

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考			
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止		
第1節 再生可能エネルギー等の活用及び地域内でのエネルギー利用の最適化	スマートエネルギー住宅普及促進事業	再生可能エネルギー室	自らが居住する住宅の太陽光発電システム、蓄電池、エネファームの設置、既存住宅の省エネルギー改修工事、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の新築に対して補助を実施	太陽光発電システム補助件数	件	2,973	2,349	2,177			太陽光発電システムの設置は減少傾向にあるが、蓄電池の補助件数は増加していることから、自家消費が進んでいるといえる。H30に新設した地中熱やV2Hの活用を進めることが課題。	○			各設備の価格や普及状況を踏まえて、補助の必要性や補助金額を見直しつつ、スマートエネルギー住宅の自立的普及に向けて継続して補助を行う。			
				地中熱ヒートポンプシステム補助件数	件	-	-	0										
					蓄電池補助件数	件	126	589	841									
					V2H補助件数	件	-	-	0									
					エネファーム補助件数	件	116	148	105									
	スマートエネルギー住宅普及啓発事業	再生可能エネルギー室	スマートエネルギー住宅やそれに関する設備の認知度を高めるための一般県民向けのイベントを実施	実施回数	回	-	-	3			活用実績のない地中熱とV2Hについての周知が課題。	○			事業者と連携した普及啓発を引き続き行いつつ、事業者主導での周知強化を促す。			
	既存住宅省エネ改修促進事業	再生可能エネルギー室	住宅断熱改修への助成により、省エネルギーと二酸化炭素の排出抑制を促す取組を実施	住宅改修への助成数	件	226	スマートエネルギー住宅普及促進事業に統合											
	低炭素型水ライフスタイル導入支援事業	循環型社会推進課	エネルギー消費量の少ない低炭素社会対応型浄化槽へ補助を実施	交付件数	件	300	250	114			節湯・節水機器・低炭素型浄化槽整備により家庭における二酸化炭素排出量の削減に寄与している。沿岸部の集団移転事業の終了に伴い、申請件数の減少が見られる。	○			H26年度からの補助実績は1021件、CO <sub>2</sub> 削減量は604tであり、また、節水機器や合併浄化槽の導入による、排水量の削減や水質の浄化が見込まれるため。			
	エコタウン形成支援事業	再生可能エネルギー室	「エコタウン形成」を推進するために、市町村と事業者が協議会等を組織し、地域でのエコタウン形成に向けた実現可能性調査などの実施に対して補助を実施	エコタウン形成地域協議会支援事業費補助	件	0	2	1			エコタウン形成事業化支援事業費補助金の件数が増加しており、事業化に向けた動きが進んでいる。また、再エネ導入地域は様々で、県内のあらゆる地域で再エネの導入検討がされている。事業者の掘り起こし、各市町村の再エネに対する意識の差を埋めることが課題。	○			導入支援は引き続き行いつつ、事業者掘り起こしや確実な事業化に向けた担い手（事業者・市町村）育成のためのワークショップ開催など、ソフト面での支援を強化する。			
				エコタウン形成実現可能性調査等事業費	件	2	2	1										
				エコタウン形成事業化支援事業費補助金	件	0	1	3										
				エコタウン推進委員会全体委員会開催数	回	1	1	1										
				エコタウン推進委員会ワーキンググループ開催数	回	4	3	-										
				エコタウン推進委員会視察会開催数	回	1	1	1										
				エコタウン推進委員会全体セミナー開催数	回	-	1	1										
				エコタウン推進委員会出張セミナー開催数	回	-	-	5										
				みやぎ復興エネルギーパークガイドブック発行部数	部	-	5500	-										
第2節 防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入	地域環境保全特別基金事業 (グリーンニューディール基金)	再生可能エネルギー室	地域の防災拠点となる公共施設や民間施設に再生設備や蓄電池設備の導入を推進する補助事業を実施	当該年度の導入実績	施設	10	2	5			・H24～H30年度まで、地域の防災拠点となる公共施設や民間施設計392施設に対して補助等を実施した。	○			補助対象者や環境省と連絡調整を行い、補助事業が適切に実施されるよう支援する。			
				これまでの実績	施設	387	387	392										
				これまでの二酸化炭素排出削減量	t	3,989.5	3,989.5	4,049.9										
第3節 地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進	グリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業	新産業振興課	県内事業者が実施するグリーンエネルギー・省エネルギー関連製品の開発を支援	補助件数	件	2	2	2			グリーンエネルギー関連製品の早期商品化を目指し、県内事業者が実施する製品開発等を支援した。また、採択事業者への開発支援として産業技術総合センターとの共同研究を実施した。	○			既存の新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（地域イノベーション創出型）やH30年度に新設（事業拡充）した同補助金（グループ開発型）との事業範囲の重複等を考慮して、H30年度で事業を廃止。			
	省エネルギーコスト削減実践支援事業	環境政策課	通常の設備導入よりも効率的な事業や、設備の地産地消に資する事業への優遇措置を実施	補助件数	件	64	60	40			・事業活動で消費するエネルギーについて、従来よりも高効率の設備が複数導入された。 ・十分に効果を発揮するよう、適切にフォローアップしていく必要がある。	○			・温対計画に定める二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けて、県内における省エネルギーの取組促進が必要なため。			
	宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業	環境政策課	国の地方創生関連予算を活用し、環境関連の設備やデバイス等の開発に着手する事業者に対し補助を実施	補助件数	件	2	3	3			・環境負荷の低減に資する設備・デバイス等の開発の取組が行われた。 ・事業化に向けて適切にフォローアップしていく必要がある。	○			・環境負荷の低減と地域経済の発展の両立に向けて、環境負荷の低減に資する設備等の開発の取組を加速化していく必要があるため。			
	木質バイオマス広域利用モデル形成事業	林業振興課	未利用間伐材の搬出・運搬経費や、木質バイオマスを活用したボイラー、ストーブ補助を実施	未利用バイオマス搬出量(調達量)	m <sup>3</sup>	9,658	11,809	4,342			地域森林由来の未利用材を燃料とした木質バイオマス活用の拡大が図られた。	○			地域由来の木質バイオマスを活用するボイラー・発電機等の導入及び調達経費を支援し、県内の中産間地域等に中小規模の活用施設をバランスよく整備する。			
第4節 水素エネルギーの活用推進	燃料電池自動車(FCV)導入促進事業	再生可能エネルギー室	県内におけるFCVの普及拡大に向けFCV等の導入補助や試乗会、イベント貸出を実施。	補助件数	件	4	11	8			平成30年度までのFCV補助実績は23件である。令和2年には、FCVの供給台数が10倍と見込まれており、FCVの普及をさらに加速するため、時勢に合わせた制度設計が必要となる。	○			F C Vの初期需要の創出を図り、量産効果による価格低減を促進する。			
				FCV本体の補助件数	件	4	10	8										
					外部給電器の補助件数	件	0	1	0									
				FCV体験試乗会開催数	回	5	6	5										
				FCV貸出数	件	121	148	93										
	スマート水素ステーション運営事業	再生可能エネルギー室	東北ではじめてとなるスマート水素ステーション(SHS)を整備し、県における水素エネルギーの普及・啓発拠点の一つとして活用	水素ステーション整備数	整備数	基	1	0	0		平成28年3月東北初となるSHSを整備し、平成29年3月に整備された商用水素ステーション等と合わせ、随時施設見学の受け入れを行うなど活用されている。設備の安全な運用のため、定期的な保守点検、日常点検等継続していく必要がある。	○			設備の安全な運用のために、定期的な保守点検等実施していく必要がある。			
				整備総数	基	1	1	1										
	水素エネルギー利活用普及促進事業	再生可能エネルギー室	水素エネルギーに対する有用性や認知度向上のため、普及啓発を実施	シンポジウムの開催	回	-	1	1			普及啓発イベントやシンポジウム等により、水素エネルギーに触れる機会を創出し、水素エネルギーの認知度向上に貢献している。一方で、会場に足を運ぶ層は元々興味・関心がある層であり、その他の層に対する訴求が課題となっている。	○			体験イベント等の開催や情報誌等を活用した広報により、幅広い層への訴求を図る。	(※1)H29：FCV・FCバス試乗、水素ステーション見学等を実施 (※2)H30：子ども向け学習教室、楽天イーグルスコラボイベント等を実施		
				教員向け研修の開催	回	-	2	1										
				体験型イベントの開催	回	-	※1	※2										

復興のための重点的な取組政策

第2章 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
防災・復興 第1節 事業における自然 環境への配慮	復興事業における環境影響評価制度	環境対策課	特例措置を設けることで、平均3年程度かかる環境アセスメント(特定環境影響評価)の手続きを1年程度に短縮し、適正な環境保全の配慮をしつつ、復興事業への迅速な着手を支援	対象となる復興事業の環境影響評価手続件数	件	0	1	1				平成30年度までに、2事業に係る環境影響評価手続(事後調査を含む)が完了した。	○			当該特例に該当する事業がある場合には、法の趣旨に則って迅速な手続を実施する。 現在新たな事例に係る相談等は寄せられていない。	
	自然環境に配慮した工事の実施	河川課	希少な動植物が確認されている場所での現地検討会や、技術指導、アドバイザー会議を行い関係機関の情報共有を図り、具体的な環境保全対策の検討を推進	現地検討会実施数	回	14	14										
	林地開発許可制度	自然保護課	復興に関する工事においても、1haを超える面積の森林を開発する場合は、森林法に基づいて開発許可を得る必要があり、そうすることで無秩序な開発を防止														
防災・復興 第2節 事業における生活環境への配慮	大気環境モニタリング事業	環境対策課	自動車排出ガス測定局において二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントや有害大気汚染物質であるベンゼン等の測定を実施	二酸化窒素	-	基準達成	基準達成	基準達成				二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については全局で環境基準を達成した。光化学オキシダントについては全局で環境基準を未達成であるが、東日本大震災前から恒常的に基準超過しており、震災による影響とは考えられない。	○				
				浮遊粒子状物質	-	基準達成	基準達成	基準達成									
				微小粒子状物質	-	基準達成	基準達成	基準達成									
				光化学オキシダント	-	基準未達成	基準未達成	基準未達成									
			ベンゼン	-	基準達成	基準達成											
	建設作業騒音対策	環境対策課	復興事業に伴う建設作業騒音が特定建設作業に該当する場合、必要に応じて作業現場への立ち入り検査を実施	建設作業苦情件数(震災復興関連以外含む)	件	84	63				建設作業全体の騒音苦情は減少傾向にあるが、騒音苦情全体に占める割合は建設作業に伴うものが最も多い。	○			震災復興にかかわらず騒音防止法に基づく事業であり、今後も継続する。		

第3章 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
除染対策の 第1節 支援	放射性物質による汚染の除去等の取組	除染支援チームの派遣	原子力安全対策課	除染の推進を支援するため、関係職員で構成する「除染支援チーム」を設置し、指定市町に派遣	回数	回	13	-	-		除染支援チームは、H23~28年度までに267回、延べ572人を派遣した。H28年度末までに県内の面的除染は完了したが、除去土壌等の処分が課題となっている。	○			除去土壌等の処分について、関係市町と連携を密にし、処理の推進を支援する。	事業名は「除染対策事業」として継続する。
		原子力安全対策課	人数		名	23	-	-								
		環境審議会放射能対策専門委員会	原子力安全対策課	「環境審議会」に対して、放射性物質汚染対策に関する事項について諮問し、それを受けて同審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、委員の意見を、県の放射線・放射能に係る施策及び事業に反映	放射能対策専門委員会会議の開催	回	1	-	-		放射能対策専門委員会会議はH23.12月からH29.1月までに会議を6回開催し、委員の意見を本県の放射線・放射能に係る施策及び事業に反映した。	○			「第6回宮城県環境審議会放射能対策専門委員会会議(H29.1.6)」をもって、当該専門事項に関する調査が完了した。	
放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進	放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進	放射性物質汚染廃棄物対策室	放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進								指定廃棄物の処理は、処理の見通しが立っていないものの、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物は県内各地で処理が進められつつある。	○				

新たな宮城県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）の策定に係る現行計画に関わる事務事業の実施状況一覧

※環境基本計画関連事業の実施状況等を取りまとめたもの。

政策1 低炭素社会の形成

1 暮らしや事業活動における低炭素化の推進

R1.11.18

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 地球温暖化防止に関する県民運動の展開	「ダムだっちゃ温暖化」宮城県民会議	環境政策課	県民、事業者、行政等の参画と協働により、地球温暖化対策を一体的に推進する	県民会議の開催、地元プロスポーツ団体や県内市町村が主催するイベントとの連携、環境フォーラムの開催等	回	12	12	16			震災以降増加傾向にあった温室効果ガスの排出量がH27年度に減少に転じたが、平成30年10月に策定した新たな地球温暖化対策実行計画では、更なる排出量の削減が求められている。	○			温室効果ガスは産業や生活のあらゆるところから排出されていることから、排出部門ごとに集中的かつ実効性のある取組を行う。	
	宮城県地球温暖化防止活動推進員	環境政策課	県内各地域において、主に家庭を対象とした地球温暖化対策に関する普及活動や調査・相談活動を行うボランティア活動員	推進員 活動回数 研修 新規養成研修受講者	人 回 回 人	43 351 1 -	48 241 - 26	65 545 1 24			活動回数については年々増加しており、活発な啓発活動がなされている。現在、推進員の定員を決めていないため年々増加傾向にあるが、担当課での管理の許容もあることから推進員の人数をどこまで増やすかが課題である。	○				
	うちエコ診断	環境政策課	環境省認定の専門診断士が各家庭のライフスタイルに合わせたオーダーメイドの対策を提案	診断実績 養成研修受講者	件 名	223 3	326 14	213 12			のべ29人が養成研修を受講した。また、のべ861件についてうちエコ診断を行った。			○		
	スマートエネルギー住宅普及促進事業(再掲)	再生可能エネルギー室	太陽光・蓄電池・エネファーム・ZEHの新築に対し、経費の一部を補助	太陽光発電システム補助件数 地中熱ヒートポンプシステム補助件数 蓄電池補助件数 V2H補助件数 エネファーム補助件数 HEMS補助件数 既存住宅省エネ改修補助件数 ZEH補助件数	件 件 件 件 件 件 件 件	2,973 - 126 - 116 - - 69	2,349 - 589 - 148 - - 130	2,177 0 841 0 105 370 438 26			太陽光発電システムの設置は減少傾向にあるが、蓄電池の補助件数は増加していることから、自家消費が進んでいるといえる。H30に新設した地中熱やV2Hの活用を進めることが課題。	○			各設備の価格や普及状況を踏まえて、補助の必要性や補助金額を見直しつつ、スマートエネルギー住宅の自立的普及に向けて継続して補助を行う。	
(2) 県民への再生可能エネルギー等・省エネルギー設備導入等の支援	既存住宅省エネ改修促進事業(再掲)	再生可能エネルギー室	住宅断熱改修への助成	スマートエネルギー住宅普及促進事業に統合												
	低炭素型水ライフスタイル導入支援事業(再掲)	循環型社会推進課	節湯・節水機器、低炭素社会対応型浄化槽を自宅へ導入する際の費用の一部補助	交付件数	件	300	250	114			節湯・節水機器・低炭素型浄化槽整備により家庭における二酸化炭素排出量の削減に寄与している。沿岸部の集団移転事業の終了に伴い、申請件数の減少が見られる。	○			H26年度からの補助実績は1021件、CO2削減量は604tであり、また、節水機器や合併浄化槽の導入による、排水量の削減や水質の浄化が見込まれるため。	
(3) 事業者への再生可能エネルギー等設備導入・省エネルギー対策の支援	環境産業コーディネーター派遣事業	環境政策課	事業者の再エネ・省エネの取組を支援する環境産業コーディネーターを県内各地に派遣	企業訪問数	件	345	533	497			・県内の事業者等を訪問し、再エネ・省エネの取組に当たっての課題解決等を支援した。 ・幅広い業種で再エネ・省エネの取組を促進していく必要がある。	○			・温対計画に定める二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けて、引き続き、県内事業者の再エネ・省エネ導入に向けた支援が必要なため。	・実績の件数は再エネ・省エネ関連のみ。
(4) 市町村への事業支援	みやぎ環境交付金事業	環境政策課	市町村が実施する環境保全に係る事業に対し交付	各市町村が実施した事業数 (上段：メニュー選択型、下段：市町村提案型)	事業	57 4	55 3	61 5			市町村において公共施設におけるCO2削減対策や防犯灯のLED化といった事業を実施しており、平成28年度から令和2年度までで16,000tのCO2削減効果が見込まれる。				財源をみやぎ環境税していることから、令和3年度以降の在り方については今後検討していく。	
(5) 県有施設における省エネの取組	公共インフラ等省エネ推進事業	道路課	道路照明灯の水銀灯から省エネルギー型電灯への改修	改修数、電気料金	基	104	6,091	0			LED化により使用電力を削減。H29は△890千円、H30は△53,028千円(対H28年度比)	○				

政策1 低炭素社会の形成

2 地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
地域づくりと 連動した再 (1) 生可能エ ネルギー等の 導入	地域環境保全特別基金事業(グリーン ニューディール基金)(再掲)	再生可能エネ ルギー室	地域の防災拠点となる公共施設や民間施設に再エ ネ設備や蓄電池設備の導入を推進	補助金交付数	施設	10	2	5			・H24～H30年度まで、地域の防 災拠点となる公共施設や民間施設 計392施設に対して補助等を実施し た。	○			補助対象者や環境省と連絡調整を 行い、補助事業が適切に実施され るよう支援する。		
	災害公営住宅屋根貸し事業	再生可能エネ ルギー室	災害公営住宅の屋根を事業者に貸し付け、太陽 光発電設備を導入	1747戸に導入済み							・市町が建設する災害公営住宅の 屋根を事業者に貸し付け、1747戸 に太陽光発電設備を導入した。 ・発電期間が20年となるため、事業 者及び市町と調整を図り、事業の適 正な運用を継続する必要がある。	○			事業者及び市町と調整を図り、屋 根貸し事業を適正に運用する。		
	洋上風力発電等導入推進事業	再生可能エネ ルギー室	みやぎ洋上風力発電等導入研究会等により、県内 沿岸域への風力発電導入に向けた課題整理及び 気運の醸成のための環境整備を図るもの。	「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」等 を立ち上げ、導入可能性調査エリアを選 定							関係機関からなる地域協議会を設 置して課題の整理・調査等を行いつ つ、導入区域(案)を設定した。 今後は、導入区域(案)について、 地域関係者の理解促進を図っていく 必要がある。	○			地域関係者との協議を通じて、導 入区域(案)の理解促進を図る。		
			県内における陸上風力発電導入を促進するため、 法人その他団体(市町村及び一部事務組合を除 く。)が行う風況調査に要する経費の一部を補助す るもの。	採択件数	件	-	-	3		2	2	民間事業者が行う風況調査について 支援した。	○			風力発電を取り巻く環境を踏まえ て、支援の必要性等を見直しつつ、 継続して補助を行う。	
	J-クレジット導入事業	再生可能エネ ルギー室	みやぎスマエネ倶楽部の入会者が設置した太陽光 発電設備により生み出された環境価値を取りまと め、売却し、その売却益を活用した環境教育事業 等を実施することを通して、県民の環境意識の向上 を図るもの。	入会者数	人	-	-	-		2,250	4,050	・県の広報媒体により、みやぎスマ エネ倶楽部の認知度向上を図った。 ・今後も継続して、入会者確保に向 けた周知を図る必要がある。	○			入会者確保に向けた効果的な広 報・周知の方法等を検討する。	
	太陽光発電設備保守点検等推進事業	再生可能エネ ルギー室	太陽光発電設備の長期安定的な発電環境の整備 のため、FIT法の遵守事項の周知や、保守点検に 関する研修を実施するもの。	研修回数	回	-	-	2		2	2	・保守点検等研修の開催により技術 高度化を図ったほか、改正FIT 法チラシの配布により普及啓発を行っ た。 ・技術者の人材不足や、小規模発 電事業者において、保守点検の必 要性が十分に理解されていないことが 懸念される。	○			改正FIT法遵守事項の効果的な 広報方法を検討し、広く普及啓発 を行うほか、保守点検に対応出来る 技術者の技術高度化を図る。	

政策1 低炭素社会の形成

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(2) エコタウン形成の促進	エコタウン形成地域協議会支援事業費補助	再生可能エネルギー室	再エネ活用を促進するため、地域における協議会等の運営の経費の一部を補助	採択件数	件	0	2	1			エコタウン形成事業化支援事業費補助金の件数が少しずつはあるが増加しており、事業化にむけた動きが進んでいる。また、再エネ導入地域は様々で、県内のあらゆる地域で再エネの導入検討が始まっている。事業者の掘り起こし、各市町村の再エネに対する意識の差を埋めることが課題。	○			導入支援は引き続き行いつつ、事業者掘り起こしや確実な事業化に向けた担い手(事業者・市町村)育成など、ソフト面での支援を強化する。	
	エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助	再生可能エネルギー室	エコタウンの形成促進を促進するため、地域づくりを行う団体に対し、調査や事業計画の策定の経費の一部を補助	採択件数	件	2	2	1								
	エコタウン形成事業化支援事業費補助	再生可能エネルギー室	地域の資源を用いた再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを活用した地域づくりの事業化にむけて検討が進んでいる団体(市町村を構成員を含む)へ補助	採択件数	件	0	1	3								
	エコタウン推進委員会事業	再生可能エネルギー室	H24年度に、沿岸15市町と県で構成する「みやぎスマートシティ連絡会議」を設置	全体委員会開催数	回	1	1	1								
				ワーキンググループ開催数	回	4	3	-								
				視察会開催数	回	1	1	1								
				セミナー開催数	回	-	1	1								
	出張セミナー開催数	回	-	-	5											
	エコタウン広報事業	再生可能エネルギー室	県内エコタウンの取組や、先進的で特徴的な再エネ導入事例を紹介する、みやぎ復興エネルギーパークガイドブックを発行	みやぎ復興エネルギーパークガイドブック発行部数	部	-	5500	-								
	県有地メガソーラー事業	再生可能エネルギー室	公募で決定した事業者に県有地を貸し付け、民間活力によりメガソーラーを導入	メガソーラー導入数	運転中	件	1	2			県有地を活用し、県内の再生可能エネルギーの導入促進が図られた。	○			適切に事業が実施されるように、必要に応じて指導監督を行う。	実績①名取市(宮農跡地) 実績②白石市(企業局分)
					計画中	件	1	-								
	燃料電池自動車(FCV)導入促進事業(再掲)	再生可能エネルギー室	県内におけるFCVの普及拡大に向けFCV等の導入補助や試乗会、イベント貸出を実施。	補助件数	件	4	11	8			平成30年度までのFCV補助実績は23件である。令和2年には、FCVの供給台数が10倍となることを見込まれており、FCVの普及をさらに加速するため、時勢に合わせた制度設計が必要となる。	○			FCVの初期需要の創出を図り、量産効果による価格低減を促進する。	
FCV本体の補助件数				件	4	10	8									
外部給電器の補助件数				件	0	1	0									
FCV体験試乗会開催数				回	5	6	5									
イベントへのFCV貸出数	件	121	148	93												
水素エネルギーの活用推進	スマート水素ステーション運営事業(再掲)	再生可能エネルギー室	東北ではじめてとなるスマート水素ステーション(SHS)を県保健環境センターに整備	水素ステーション整備数	整備数	基	1	-			○			設備の安全な運用のために、定期的な保守点検等実施していく必要がある。		
					整備総数	基	1	-								
水素エネルギー活用普及促進事業(再掲)	再生可能エネルギー室	シンポジウムや水素エネルギー体験イベント等を開催普及啓発動画やパンフレットを作成 教員向け研修会や大学等と連携して、県内事業者を対象セミナーの開催等、水素エネルギー関連産業の育成、活性化のための取組を実施	シンポジウムの開催	回	-	1	1			普及啓発イベントやシンポジウム等により、水素エネルギーに触れる機会を創出し、水素エネルギーの認知度向上に貢献している。一方で、会場に足を運ぶ層は元々興味・関心がある層であり、その他の層に対する訴求が課題となっている。	○			体験イベント等の開催や情報誌等を活用した広報により、幅広い層への訴求を図る。	(※1)H29:FCV・FCバス試乗、水素ステーション見学等を実施 (※2)H30:子ども向け学習教室、楽天イーグルスコラボイベント等を実施	
			教員向け研修の開催	回	-	2	1									
			体験型イベントの開催		-											
自動車交通環境負荷低減対策	環境対策課	自動車からの温室効果ガス削減を目指す、「自動車交通環境負荷低減計画」を策定	二酸化炭素排出量削減率(H17年度比)	%	6.2	8.8	10.5			震災復興の影響でH21年度以降、自動車からの二酸化炭素排出量は増加傾向であったが、H26年度以降再び減少傾向に転じた。	-	-	-	「自動車交通環境負荷低減計画」は令和2年度を終期としており、環境目標のうち大気汚染に係る3項目は目標を達成しているものの、自動車交通騒音及び二酸化炭素排出量に係る目標は未達成であることから、本計画の今後のあり方については検討中。	令和3年度以降の「自動車交通環境負荷低減計画」のあり方については検討中。	

政策1 低炭素社会の形成

3 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考			
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止		
地域に根ざ (1)した再生可 能エネルギー 等を活用し た産業への 支援	グリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ 事業	環境政策課	県内で環境負荷の低減と環境関連産業の振興に 資する事業に先導的に取り組む事業者等に対し、 経費の一部を補助	補助件数	件	4	8	6			・県内におけるグリーンエネルギーを活 用等する先導的な取組を支援した。 ・事業化に向けて適切にフォローアップ していく必要がある。	○			・温対計画に定める二酸化炭素排 出量の削減目標の達成に向けて、 県内におけるグリーンエネルギーの活 用等の取組促進が必要のため。			
	新エネルギー重点分野セミナーの開催	環境政策課	太陽光発電以外で有望と思われる分野の事業者向 けセミナー等を開催	開催数	件	4	4	4			・県内でポテンシャルの高いエネ種を 定め、重点的にセミナーや研究会を 開催した。 ・事業化に向けて適切にフォローアップ していく必要がある。	○			・温対計画に定める二酸化炭素排 出量の削減目標の達成に向けて、 県内でポテンシャルが高い再生資源 の利活用促進が必要のため。			
	未利用バイオマス(下水汚泥)の活用 に関する取組	水道経営課	下水汚泥処理で発生する、余剰消化ガスを活用し 発電、民設民営FIT事業をH30より開始	ガス売却量	Nm3			1,521,041	400.092*	4月～6月累計		下水汚泥の削減に向けて、消化ガ スが効率的に発生するよう運転管理 したことで、平成30年度のガス売 却額が、4000万円に達し、当 初見込みの倍額となった。	○			仙塩浄化センターでは、下水汚泥 処理工程から発生する約70%を 焼却炉等の燃料に活用していたが、 残りの約30%については焼却処分 していた。当該事業は、この焼却処 分していたガスを民間事業者に売却 し、有効活用するもので、エネル ギー自給率のさらなる向上及び売却 から得た収入により下水道事業経営 の健全化につながるから継続す る。		
森林管理及 び林業振興 による二酸 化炭素の吸 収・固定機 能の維持向 上	森林の適切な保全・管理	林業振興課	健全な森林育成のため、間伐対象地の集約化や 作業路の開設、高性能林業機械の導入など効率 的な森林施業の推進	集約化のための森林GIS導入支援や、 高性能林業機械の導入を支援した。	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	※単一事業に限定されないため、[- ]で表示している。		
		森林整備課	間伐と作業道の整備に対して支援	間伐	ha	-	556	510			間伐や間伐等の森林整備を効率的 に実施するための作業道整備が進 み、温室効果ガスの吸収源確保に 貢献した。	○			間伐や作業道整備を進め、温室効 果ガスの吸収源確保を図る。			
	二酸化炭 素吸収源と しての森林	環境林型県有林造成事 業	森林整備課	新たに造成した環境林型県有林を整備・育成するた め、保育等の事業を実施	下刈	ha	-	112	88			平成23～27年度に新たに造成し た環境林型県有林を整備・育成す るため、保育等の事業を実施した。	○			植栽地の保育整備は植栽木の生 長を促すため、継続して実施する必 要がある。また、獣害被害が発生し ているため、食害防止に必要な措置 を継続して実施する。		
					防鹿柵補修	m	-		2,125									
					忌避剤	ha	-	72	8									
					補植	本	-	6,230	2,240									
	わたしたちの森づくり事業	森林整備課	森林づくり活動等を行う団体や企業と協定を締結 し、活動フィールドとして県有林を提供	協定締結件数(延べ)	件		30	32	34			森林づくり活動等を行う団体や企 業と協定を締結し、活動のフィール ドとして県有林を提供した。 さらに希望があった企業に対し、森 の命名権を有償で譲渡した。	○			森づくり事業に参画する企業等を増 やすため、事業を広報するとともに、 各企業の森づくり活動を支援してゆ く。		
				協定締結件数(当該年度)	新規	件		2	-	-								
					更新	件		3	2	2								
	温暖化防止森林づくり担い手確保事業	林業振興課	農林水産業担い手対策基金を活用し、集約化施 行の中心となる技能者の確保・育成や労働環境向 上のための安全器具等整備補助を実施	林業人材育成ステップアップ研修の実施、 チェーンソー防護服や空調服等の整備を 支援した。	-	-	-	-			就業後の経験年数に応じた体系的 な研修を県独自に実施したこと等 により、県内における森林施業プ ランナー数及びそれを雇用する事業体数 が増加した。			○	平成31年度県が事業を廃止し た。			
森林整備加速化・林業再生事業	林業振興課	森林整備の加速化と、林業・木材産業等の地域産 業の再生を図るため、間伐や木材加工流通施設等 の整備を進めている	プロセッサ			2	-	-			川上側の高性能林業機械や川下側 の合板・製材工場等の整備導入支 援により、林業・木材産業の基盤が 強化された。			○	平成30年度国が事業を廃止し た。			
			ハーベスタ			1	-	-										
			フォワーダ			1	-	-										

政策1 低炭素社会の形成

3 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(2) 森林管理及び林業振興による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持向上	県産材利用エコ住宅普及促進事業	林業振興課	優良みやぎ材などの県産材を一定量以上使用した新築一戸建て木造住宅の建築主に対し、費用の一部を助成	交付決定数	件	694	545	538			被災者の住宅支援など、県産材利用住宅への支援を通じて、県産材の認知度向上や利用拡大が推進された。	○			被災者の生活支援の側面があるほか、県産材の利用拡大を通じた温暖化防止にも貢献することから、県内被災者の住宅再建が完了するまで継続する。	
				県産材使用量	m	11,383	8,979	8,793								
	木の香のおもてなし普及促進事業	林業振興課	県産材を使用した公共施設等の木造化や木製品の導入経費の一部を助成	内外装木質化	件	2	3	3			公共性の高い民間施設や商業施設において、内外装の木質化及び木製品の配備を支援し、県産材利用が促進された。	○			「みやぎの木づかい運動」の一環として、「木づかい」を強くアピールするとともに、森林の大切さや木の良さを普及・啓発することで、更なる木材利用の意識醸成に取り組む必要があるため事業を継続する。	
				木製品配備	件	5	6	6								
	木質バイオマス広域利用モデル形成事業	林業振興課	未利用間伐材の搬出・運搬経費や、木質バイオマスを活用したボイラー、ストーブの導入経費の一部を助成	未利用バイオマス搬出量(調達量)	m	9,658	11,809	4,342			※「復興のための重点的な取組」第3節の記載に同じ。	○			※「復興のための重点的な取組」第3節の記載に同じ。	
				木質バイオマスボイラー導入支援	台	1	2									
				木質バイオマスストーブ導入支援	台	10	7	2								
	県産材・木のビルプロジェクト推進事業	林業振興課	CLT(直交集成板)やLVL(単板積層材)等の県産材を活用する建築物に建設に要する経費の一部を補助	CLTを活用した施設	棟	-	2	2			CLTモデル施設の建設支援を通じて、CLT、LVL等新たな県産木材の製品の普及を図った。	○			CLT等の新たな県産木製品の需要拡大と価格低減を目指し、CLT(工法)のトータルコスト低減や「ユニット化」等、あらゆる場面でCLT等が活用できる取組を支援する。	
	森林吸収オフセットの推進	林業振興課	H23年度から県や林業関係団体ではオフセット・クレジットの取得と流通環境の整備を進めている	普及・販売促進活動(イベント出展)	回	2	2	1			都内のイベント会場において、森林吸収オフセットクレジット制度PRを実施し、制度の普及啓発及びクレジットの販売促進を図った。	○			制度が複雑であるほか、県内の森林吸収オフセットクレジットの販売を促進する必要があることから、引き続き事業を継続する。	
県印刷物において、県内クレジットを活用し、カーボンオフセットを実施した。				-	-	-										
県内オフセット・クレジット(森林)販売量				t-CO2	488	2,047	59									
みやぎ版住宅制度の推進	住宅課	地元の木材をふんだんに使い、地元の工務店と一緒につくり上げていく、安全で安心な家づくり「みやぎ版住宅」制度	みやぎ版住宅の評価申請件数	件	6	3	5			みやぎ版住宅は、一定以上の住宅性能と県独自の住宅特性について、第三者機関の評価を受ける仕組みとして平成16年に開始したが、住宅性能については、一定の質が標準的に確保されるようになってきたほか、地域型住宅の取組も広まってきた	○			令和元年度から、手続き及び対象を見直した。		
(3) フロン対策	フロン類の適正な回収・破壊の推進	環境政策課	第一種特定製品の適切な管理などについての助言や指導、フロン排出抑制法の周知を実施	フロン回収量	kg	91,773.55	90,507			フロンの回収量が減少し、破壊量が増加していることから、温暖化への影響が少ない冷媒への転換が進んでいると考えられる。	○			令和2年度には改正法の施行を控えており、今後ますますフロン規制を強化していく必要があるため。	1年遅れで集計	
				フロン破壊量	kg	61,395.00	65,444									

新たな宮城県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）の策定に係る現行計画に関わる事務事業の実施状況一覧

※環境基本計画関連事業の実施状況等をとりまとめたもの。

政策2 循環型社会の形成

1 すべての主体の行動促進

R1.11.18

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 環境教育・普及啓発の実施	環境教育リーダー事業	環境政策課	各環境分野についての知識と経験を有する者を「宮城県環境教育リーダー」として委嘱し、依頼に応じて講座を実施	派遣要請数	件	31	58	8	40	40	幅広い世代に環境教育を推進することができた。	○				
				講演対象者数	人	1,142	2,069	390								
(2) 環境配慮経営の推進	エコフォーラムの構築・運営事業	環境政策課	「エコフォーラム」の運営の支援	活動中のエコフォーラム数	組織	17	16	16			・県内の任意企業グループによる3R等の環境配慮活動について、円滑な運営に向けた助言等を行った。 ・企業の参画促進や、企業グループの積極的な活動を推進していく必要がある。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処分量の削減目標の達成に向けて、事業者の主体的な取組を促進し、社会意識の醸成を図る必要があるため。	・当該事業は、環境産業コーディネーター派遣事業の一環として実施している。
	環境産業コーディネーター派遣事業	環境政策課	環境産業コーディネーターを派遣し企業の環境に配慮した事業活動を支援	企業訪問数	件	628	534	535								

2 循環型社会を支える基盤の充実

施策名	事業名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考					
				指標 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止				
(1) 多様な媒体を活用した情報発信	広報・普及活動	環境政策課・循環型社会推進課	県民に対し3Rの知識の普及と実践を呼びかけ	3RラジオスポットCM放送数	回	651	112	112			直接的な効果測定はできないが、一定程度の効果はあると考えられる。	○								
	リサイクル関連セミナーの開催	環境政策課	県内の産廃排出事業者、処理業者を対象とするセミナーの開催	開催数	回	2	1	1								・県内で処理が課題となっている産業廃棄物をテーマにセミナーを開催し、普及啓発や意識醸成を図った。 ・事業化に向けて適切にフォローアップしていく必要がある。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処分量の削減目標の達成に向けて、事業者の主体的・意欲的な取組を促進する必要があるため。
(2) 3Rに関する産業の振興と事業者の育成	みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業	環境政策課	事業者が県内の事業所に3R等に資する設備機器を導入する場合に、その経費の一部を補助	補助件数	件	14	16	13			・県内で発生する産業廃棄物について、従来よりも処分量削減効果の高い設備が複数導入された。 ・十分に効果を発揮するよう、適切にフォローアップしていく必要がある。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処分量の削減目標の達成に向けて、処分量の削減効果の高い設備を導入していく必要があるため。					
	みやぎ産業廃棄物3R技術・製品開発チャレンジ応援事業	環境政策課	県内事業者が、産廃の3R等に関する技術の確立や事業化を目的として、研究開発や実証試験に取り組む場合に、その経費の一部を補助する事業	補助件数	件		5	4								・県内における産業廃棄物の3R等に資する研究開発等の取組を支援した。 ・事業化に向けて適切にフォローアップしていく必要がある。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処分量の削減目標の達成に向けて、県内における産業廃棄物の3R等の取組促進が必要のため。
	3R新技術研究開発支援事業	環境政策課	県内事業者が、産廃の3R等に関する技術の確立や事業化を目的として、研究開発や実証試験に取り組む場合に、その経費の一部を補助する事業	補助件数	件	6														
	リサイクルエネルギー利活用促進事業	環境政策課	BDFの利用実績に応じて奨励金を交付	補助件数	件	5	6	1								・県内のバイオディーゼル燃料の利活用の取組を支援した。 ・利活用者の発掘が必要である。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処分量の削減目標の達成に向けて、県内における産業廃棄物の3R等の取組促進が必要のため。
	みやぎ産業廃棄物3R商品開発スタートアップ・販売促進支援事業	環境政策課	県内の産廃の3Rの推進、産廃に由来する再生資源の有効活用等を目的とした事業者の取組に対し、経費の一部を補助	補助件数	件		4	4												
	産業廃棄物再生資源等有効活用推進事業	環境政策課	県内の産廃の3Rの推進、産廃に由来する再生資源の有効活用等を目的とした事業者の取組に対し、経費の一部を補助	補助件数	件	3														
	優良認定産業廃棄物処理業者の公開	循環型社会推進課	「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により、優良基準に適合する産廃処理業者を認定	優良認定産業廃棄物処理業者	処理業者	85	98	161								・制度開始以降、「宮城県グリーン製品」の認定数は増加傾向で推移している。 ・制度活用に、制度活用の恩恵が実感される仕組みにしていく必要がある。	○			法施行令による制度であり、申請のあった業者に対し基準に適合している場合認定するもの。
宮城県グリーン製品の認定	環境政策課	県内で発生した廃棄物等を再生利用した製品を「宮城県グリーン製品」として認定	認定製品数	者	9	61	59			・制度開始以降、「宮城県グリーン製品」の認定数は増加傾向で推移している。 ・制度活用に、制度活用の恩恵が実感される仕組みにしていく必要がある。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処分量の削減目標の達成に向けて、循環資源の利活用促進が必要のため。						

政策2 循環型社会の形成

施策名	事業名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考
				指標 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充		
(3) 地域のリサイクルシステムの整備	一般廃棄物処理施設の計画的な整備	循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設の計画的な整備を実施	ごみ焼却施設	箇所	16	15	15			○			記載しているのは、市町村等(一部事務組合含む)が設置する一般廃棄物処理施設の設置状況。下記循環交付金により整備・改良等を各市町村等が行っている。	
				し尿処理施設	箇所	16	16	16							
				粗大ごみ処理施設	箇所	12	12	12							
				埋立処分地施設	箇所	24	19	19							
	循環型社会形成推進交付金による整備	循環型社会推進課	市町村に対し、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用し、計画的な施設整備を進められるよう支援			-	-	-			○			循環交付金は、各市町村等の施設整備に関する国の交付金制度である。	
市町村等の取組支援	ごみ減量化・再資源化促進事業	循環型社会推進課	市町村等が行うごみの減量化・再使用及び再生利用の促進を図るための事業に対して、財政的支援を実施	市町村振興総合補助金交付数		5	4	4			○				
	広域処理	循環型社会推進課	「ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理広域化の指針として位置づけ			-	-	-			○			人口減少や施設の老朽化等にもない、焼却施設及びその他の施設の統合を行う必要があり、前計画を見直す。	
	3R推進市町村等支援事業	循環型社会推進課	ごみの回収・普及啓発の方法や減量化など4つのテーマについてワークショップを開催	ワークショップ開催数	回	3	4	4			○			毎年度20市町村以上が参加しており、全県で行う取組などを提案している。	

3 循環資源の3R推進

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 家庭用電子機器		循環型社会推進課	ホームページ等で広報を実施	家電不法投棄台数	台	824	984				減少傾向にあったが、再び増加している。	○			1年遅れで集計	
(2) 小型家庭用電子機器		循環型社会推進課	ホームページ等で広報を実施	市町村における小型家電リサイクル法による1人当たりの小型家電回収量	g/人	不明	114				回収量は増加傾向にある。	○			1年遅れで集計	
(3) 家庭用パソコン		循環型社会推進課	ホームページ等で広報を実施								県の関与が薄い。			○		
(4) 食品廃棄物等		循環型社会推進課・畜産課	食品製造業者の食品残さを有効利用した食品循環資源の飼料(エコフィード)製造・利用の支援に向けた取組を実施	県内の食品リサイクル処理量	t	106,890	103,243				事業として取り組んでいる。指標は見直しが必要。	○			1年遅れで集計	
(5) 建築副産物	建設系廃棄物の発生状況	循環型社会推進課・事業管理課	本県では、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底を基本方針として、建設副産物対策を積極的に進めている	建設発生土発生量	万m <sup>3</sup>		340					○			実績値については事業管理課が所管	
	建設リサイクル法による指導	循環型社会推進課・事業管理課	「建設リサイクル法の遵守を徹底するため、解体工事現場等全国一斉パトロールや、広報用資料の配布等による普及啓発を実施	建設発生土以外の建設副産物	発生量	万t		332								
再利用率				%		99										
(6) 容器包装廃棄物	容器包装リサイクル法への対応	循環型社会推進課	「容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施	建設リサイクル法第21条に基づく解体工事業者登録数	事業者	277	294					○			1年遅れで集計	
	容器包装廃棄物の分別収集の実施支援	循環型社会推進課	市町村等での分別収集の着実な実施に必要な技術的支援を実施	建設業法第3条に基づく建設業(解体工事業者)の許可業者数	事業者	283	784									
(7) 使用済自動車		循環型社会推進課	引取業者、フロン回収業者、解体業者及び破砕業者への立入検査の実施し、ホームページ等で関連情報の提供を実施	容器包装全品目の分別収集の実施市町村数	市町村数	25	30				市町村に対する技術的支援を実施	○				
				分別収集の実施状況(計画量に対して)	%	91.2	98.0	94.3				市町村に対する技術的支援を実施				
				分別収集量	t	70,169	68,137	69,603								
				引取工程の引取件数	件	87,381	92,256	93,041								
				フロン回収工程の引取件数	件	72,411	77,943	82,012								
				解体工程の引取件数	件	81,959	86,060	88,893								
				破砕工程の引取件数	件	157,477	174,632	179,783								

政策2 循環型社会の形成

4 廃棄物の適正処理

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
産業廃棄物 (1) 適正処理の 推進	産業廃棄物処理システム健全化促進事業	循環型社会推進課	毎年の産廃処理実績の公表や、廃棄物関連情報の配信、各種講習会等で、県民の廃棄物処理への信頼性を高める活動を実施	事業者から毎年提出される産廃処理実績について、ホームページで公表した。排出事業者向け講習会、建設系廃棄物適正処理推進セミナーを開催したほか、申込みに応じて出前講座を実施した。メールマガジンを毎月発行した。	-	-	-	-	-	-	実績報告の公表や講習会の開催などにより、県民の廃棄物処理への信頼性を高める一定の効果が得られている。	○			県民の廃棄物処理への高い信頼性を確保し続けるためには、今後も実績報告の公表や講習会の開催などの諸事業を継続する必要がある。		
	産業廃棄物処理業者及び処理施設の維持管理等に対する指導強化	循環型社会推進課	各事業者に対して指導や情報提供で、産廃の適正処理に関する技術及び知識を普及	立入時や問い合わせ時に必要な指導及び法令改正等に関する情報提供を行った。	-	-	-	-	-	-	場面に応じた適切な指導や情報提供を行うことにより、廃棄物の適正処理の確保に一定の効果が得られている。	○			廃棄物の適正処理の確保のため、今後も場面に応じた適切な指導や情報提供を行う必要がある。		
	特別管理産業廃棄物等の適正な処理の推進	循環型社会推進課	処分業者等に対し指導及び啓発活動を実施し、感染性廃棄物、飛散性アスベスト、ポリ塩化ビフェニル等の特別管理廃棄物の適正な処理を徹底	立入時や問い合わせ時に必要な指導を行った。	-	-	-	-	-	-	場面に応じた適切な指導を行うことにより、廃棄物の適正処理の確保に一定の効果が得られている。	○			廃棄物の適正処理の確保のため、今後も場面に応じた適切な指導を行う必要がある。		
	PCB廃棄物対策	循環型社会推進課	県、仙台市、保管事業者、収集運搬業者、処理施設設置者等で連携してPCB廃棄物の確実かつ適正な保管と処理を推進	コンデンサー・変圧器処理量	台	55	144	77			宮城県PCB廃棄物処理計画に基づき処分期間内の確実な処理を推進する必要がある。	○			今後もPCB廃棄物の処理期限までの処理を推進する必要がある。 ・高濃度分の処理期限 コンデンサ・変圧器：R4.3.31 安定器等：R5.3.31 ・低濃度分の処理期限 R8.3.31	「PCB廃棄物処理加速化事業」の額を記入	
				安定器等・汚染物処理量	kg	40,174	29,942	27,657									
	農業用プラスチック対策	みやぎ米推進課	農業用プラスチックの分別回収の徹底、排出抑制、適正処理等に関する啓発活動及び情報提供を実施	排出量	t	833	876				回収は県内14の地域協議会が主体となって全市町村で実施され、再生処理量も高い水準で推移している。中国の輸入禁止に伴い、処理価格の高騰が懸念される。	○			引き続き、適正処理に関する啓蒙活動や情報提供等を実施する。		
				再生処理率(回収量に対して)	%	96	89%										
	下水汚泥対策	水道経営課	下水汚泥を、燃料化やコンポスト(肥料)化、焼却灰の建設資材化等により有効利用	下水汚泥量(脱水汚泥換算)	t	160,000	160,000										
	家畜排せつ物対策	畜産課	畜産経営に起因する環境汚染防止と畜産経営の健全な発展を図ることを目的に、家畜排せつ物処理施設の整備や老朽化した堆肥センターの機能保全対策を実施するとともに畜産農業者と耕種農家の連携を強化し、家畜排せつ物の利用を促進。								堆肥センターの老朽化に伴い、機能が低下し、堆肥の生産に支障をきたしている。平成29年度までに農山漁村地域整備交付金を活用し、2施設で機能保全対策を実施した。	○			県内には、堆肥センターが27箇所存在し、その多くが設置後15年以上経過していることから引き続き施設の機能保全対策を実施していく。		
	産業廃棄物処理施設の確保	循環型社会推進課	県民の理解を得ながら産業廃棄物処理施設の整備を促進	産業廃棄物処理施設設置状況	施設	964	1,008	997									設置等の申請があった施設に対し、適正に許可等の処分を行うもの。
最終処分場数				施設	21	20	18										

政策2 循環型社会の形成

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
(2) 不法投棄・不適切処理の防止	現状	循環型社会推進課	一廃を中心に、廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないため、引き続き、対策を講じていく	大規模不法投棄(産廃10t以上)	件	0	1	4			不法投棄防止に向けた、啓発活動・監視活動・違法行為等への厳格な対応により、一定の成果は得られている。近年、大規模事案の発生や事案数の増加が見られ、不法投棄防止対策の一層の強化が必要である。	○			近年、大規模事案の発生や事案数の増加が見られ、不法投棄防止対策の強化を図る。		
	不法投棄対策の概要	啓発活動	循環型社会推進課	毎年9月を不法投棄防止強化月間と定め、新聞、ラジオ、パンフレット及び広報誌等による啓発活動等を実施	ラジオ放送のスポットCM放送回数【その他】啓発資材の配布や市町村の広報誌への掲載自治体数等	回	142	142	150			不法投棄の防止に対し、一定の成果は得られているが、不法投棄後を絶たない状況にあるため、引き続き、広報啓発活動は必要である。	○			不法投棄等発生予防的対応も必要であり、引き続き広報啓発活動の充実を図る。	ラジオCMについては、普及啓発活動の一環として実施。
		事業者指導の徹底	循環型社会推進課	処理業者が法を遵守し適正な処理業務を行うよう、立入検査等による指導を徹底している	産廃Gメンによる排出事業者及び処理事業者への立入検査件数	件	4,502	4,638	4,569			適正処理の徹底には、一定の成果は得られているが、廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たない状況にあるため、産廃Gメンによる監視活動は引き続き必要である。		○		産廃Gメンによる監視が一層必要である。	
		違反行為の早期発見、早期対応	循環型社会推進課	産廃Gメンを県内各保健所・支所に配置し、不法投棄や不法焼却等の監視パトロール等を実施	産廃Gメンによる不法投棄確認件数	件	119	77	104			不法投棄の防止に対し、一定の成果は得られているが、廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たない状況にあるため、産廃Gメンによる監視活動は引き続き必要である。		○		産廃Gメンによる監視が一層必要であり、増員も含めた監視体制の強化を図る。	
		違法行為に対する厳格な対応	循環型社会推進課	悪質な行為に対し、警察等捜査機関と連携、行政指導や厳正な行政処分を実施	処理業許可取消数	件	6	4	5			不法投棄の防止に対し、一定の成果は得られているが、不法投棄後を絶たない状況にあるため、違法行為に対しては引き続き厳格な対応が必要である。	○			引き続き、警察等捜査機関との連携や厳正な行政処分が必要であり、監視体制の強化を図る。	
					施設設置許可取消数	件	1	-	2								
事業停止命令数	件	1	1	-													
産業廃棄物処理実績の公表	循環型社会推進課	産廃処理施設の設置者や産廃収集運搬業者、産廃処分業者等に処理実績の報告を求めそれらをホームページで公表	事業者から提出された処理実績報告についてホームページで公表した。	-	-	-	-			実績報告の公表により、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止に一定の効果が得られている。	○			廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止する一貫として、今後も実績報告の公表を実施する必要がある。			
(3) 災害廃棄物処理計画の策定		循環型社会推進課	「東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書」を取りまとめ公表し、その内容を反映させた「災害廃棄物処理計画」を策定			-	-	-			「宮城県災害廃棄物処理計画」をH29年8月に策定した。今後は計画の実効性を高めるため、県・市町村等担当者に対し、図上演習等を実施していく。	○			図上演習を継続的に実施していくとともに、随時計画の必要な見直しを行っていく。		
(4) 最終処分場の整備における県の関与のあり方の検討		循環型社会推進課	最終処分場が不足する事態が想定されるため、今後の産廃最終処分場の在り方について検討を推進	クリーンプラザみやぎにおける産業廃棄物の埋立処分量	t	87,168	90,340	74,461			「今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を開催し検討を行った。今後、懇話会で得られた意見を踏まえ、最終処分場整備基本方針を策定する。		○		候補地選定懇話会を設置し、開催するとともに、市町村と調整を行いながら候補地の選定作業を行う。		

新たな宮城県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）の策定に係る現行計画に関わる事務事業の実施状況一覧

※環境基本計画関連事業の実施状況等ととりまとめたもの。

政策3 自然共生社会の形成

1 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

R1.11.18

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 健全な生態系の保全	保護地域制度による保全	自然公園	自然公園を保護するため、地域内で開発行為等への届出制度や、貴重な高山植物等の盗掘の防止を実施	国立公園指定状況	か所	1	1	1	1	1	国立公園（1か所）、国定公園（2か所）及び県立自然公園（8か所）として指定されている地域について、許認可業務を行い、公園の保護を行っている。 指定区域内における大規模な再生可能エネルギー施設（太陽光、風力、地熱）の開発への対応が課題となっている。	○			引き続き、適切な事前指導及び許認可業務により、自然公園の保護を行っていく。	
				国定公園指定状況	か所	2	2	2	2							
				県立自然公園指定状況	か所	8	8	8	8							
				指定公園の合計面積	ha		171,201	171,201	171,201	171,201						
				地域内での開発行為等の許可・届出総数	件	544	480	310								
	県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	自然保護課	地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度や、保全地域の新規指定等を実施	県自然環境保全地域指定状況	地域	地域	16	16	16	16	16	県自然環境保全地域（16地域）及び緑地環境保全地域（11地域）として指定している地域について、環境を保全するとともに、平成29年度に新たに2地域（緑地環境保全地域）を指定した。 再生可能エネルギー（太陽光、風力など）の普及に伴い、指定地域内においても、大規模な開発の相談が増加している。	○			引き続き適切な許認可業務により、指定地域の良好な自然環境を保全していく。
					面積	ha	8574.17	8574.17	8574.17	8574.17	8574.17					
				緑地環境保全地域指定状況	地域	地域	9	11	11	11	11					
					面積	ha	10,101.10	10,922.95	10,922.95	10,922.95	10,922.95					
				地域内での一定の行為を行う許可・届出数	件		18	10	20							
生態系保全対策の推進	自然公園	自然保護課	世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササの刈取作業を実施	貴重な高層湿原内に侵入したヨシ等の侵入植物を除去、減勢させ、湿地環境の保全を図った。	-	-	-	-	-	-	侵入植物の除去対策を実施し、貴重な高層湿原の景観の保全を図ることができた。	○			世界谷地湿原の貴重な高層湿原の景観を保全するためには継続的な取り組みが必要となっている。	この取り組みは、ボランティアの協力を得て、世界谷地湿原の自然環境の保全実施しているものである。
	森林	森林整備課	多様な森林の整備に向け、里山林の保全や間伐の実施や、針広混交林への誘導等を推進	里山においてナラ枯れ被害木を伐倒処理したほか、更新伐を実施し、針広混交林など多様な森林づくりを推進した。							里山においてナラ枯れ被害木を伐倒処理したほか、更新伐を実施し、針広混交林など多様な森林づくりを推進した。	○			里山林の適切な森林整備で環境改善を図るとともに、針広混交林など多様な森林づくりを推進する。	
	河川	河川課	河川工事等の実施にあたっては、河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を目的に多自然川づくりを推進	環境の各分野の専門家による学識者を環境アドバイザーとして登録し、環境配慮に対する助言・指導を受け、災害復旧を進める。							環境アドバイザー現地検討会や、環境アドバイザー会議等により、助言・指導を受け、災害事業を進めた。	○				
(2) 生態系ネットワークの形成		自然保護課	「宮城県自然環境共生指針」の策定や宮城県自然環境保全基本方針の改定を実施し、生態系ネットワークの考え方を提示	国定公園及び環境保全地域の保全対策の推進や、各種事業の実施により豊かなみどり空間の保全・創出を図った。	-	-	-	-	-	基本方針の社会変化に関する記述や、具体的な数値等について一部情報が古くなっているものがある。	○			引き続き、基本方針の基本目標の1つとして、生態系ネットワークの考え方を提示して行くとともに、生態系ネットワークの確保につながる事業の実施に努める。		
(3) 天然記念物の保全		文化財課	学術上価値の高いものは動物、植物、地質鉱物等を天然記念物に指定	国の指定状況	動物	件	7	7	7		平成29年度には地質鉱物を1件指定。また必要に応じて国・県指定文化財の樹勢回復等を補助事業で実施（左欄予算決算額参照）。 市町村指定の植物においては、枯損による指定解除が年に数件報告されるため、適切な保護を助言する必要がある。また動物・地質鉱物の指定文化財数が少ないため、充実に努める必要がある。	○				
					植物	件	15	15	15							
					地質鉱物	件	6	6	6							
				県の指定状況	動物	件	1	1	1							
					植物	件	28	28	28							
					地質鉱物	件	2	3	3							
				市町村の指定状況	動物	件	4	4	4							
	植物	件	210	205	205											
			地質鉱物	件	6	5	5									

2 生物多様性の保全及び自然環境の再生

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 生物多様性のための総合的な取組		自然保護課	「宮城県生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の普及・啓発を実施	宮城県生物多様性地域戦略の総合的推進を図るとともに、生物多様性に関する普及啓発を行うため、タウンミーティングやフォーラムを開催したほか、学校における取組を表彰をおこなった。	-	-	-	-	-	-	県民の生物多様性に関する認知度が依然高いとは言えない状況にある。	○			生物多様性フォーラムの開催やパネル展示等を実施するとともに、効果的な普及啓発方法について検討していく。 生物多様性地域戦略については、計画策定から5年が経過することから、令和元年度、改訂版を策定する。	

政策3 自然共生社会の形成

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止				
(2) 在来野生生物の保護管理・保存	希少野生生物の保護	自然保護課	「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」や「宮城県レッドリスト」の作成、希少野生動物の保護に関する照会への指導・助言等、開発行為の事業者に、希少野生生物の保護を実施	宮城県レッドデータブック－」や「宮城県レッドリスト」の作成に必要な継続的な調査業務を実施した。								継続して事業を実施できた。	○			希少野生生物のため今後も継続していく必要がある。		
	鳥獣保護区 の整備	鳥獣保護区	自然保護課	当該区域での鳥獣の捕獲を禁止するとともに制札の設置等を実施	面積 数	ha か所	144,531 95	144,531 95	144,531 95				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
		鳥獣保護区特別保護地区	自然保護課	鳥獣保護区内の鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、一定の行為が制限される特別保護地区を指定	面積 数	ha か所	8,807 10	8,807 10	8,807 10				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
		休猟区	自然保護課	狩猟を一時的に禁止し、狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の持続化を図るために必要に応じて休猟区を指定		か所	0	0	0				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	自然保護課	住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域を指定	面積 数	ha か所	44,390 79	44,390 79	44,390 79				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
		指定猟法(鉛製散弾)禁止区域	自然保護課	水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域を指定	面積 数	ha か所	18,663 74	18,663 74	18,663 74				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
		指定猟法(鉛製ライフル弾)禁止区域	自然保護課	鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域を指定	面積 数	ha か所	8,537 1	8,537 1	8,537 1				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
		鳥獣保護 対策	傷病野生鳥獣救護	自然保護課	治療が必要な野生鳥獣へ、動物病院等の協力を得て治療を実施	協力病院数	病院	10	10	10				継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。
	野生鳥獣の保護管理		自然保護課	「第四期宮城県二ホンザル管理計画」に基づき、「追い上げ」等諸対策を実施	二ホンザルの追い上げ等の対策を継続して実施した。								継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。	
	(3) 自然環境の再生	伊豆沼・内沼自然再生	自然保護課	沈水植物増殖・移植、水生植物適正管理、水質改善効果検討調査、外来生物駆除等を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施している	沈水植物増殖・移植、水生植物適正管理、水質改善効果検討調査、外来生物駆除等を実施し、各種のモニタリングを行ったほか、平成30年度は水質改善対策として大規模なハス刈りを行った。	-	-	-	-	-	-	-	消失していた在来植物の一部復元や増殖、外来生物の駆除を継続実施による在来生物のゼニタナゴの確認等の成果が挙がっているため、これらの継続した取組により、より在来生物が生息・生育しやすい環境を創出・増殖させる必要がある。また、依然として、水質の悪化や浅底化、移行帯の消失等の課題もあり、それらの改善に向けた取組が必要。	○			これまでの取組により一定の成果が上がっているが、依然として水質等の課題もあることから継続した取組が必要である。	
蒲生干潟自然再生		自然保護課	東日本大震災に伴う津波により蒲生干潟が被災したため事業を中止。H29年度は、蒲生干潟における被災後の自然環境の変化及び再生状況について、有識者から意見をもらったほか現在の干潟を把握するため、地形測量を実施	自然再生事業は休止中のため、H30年度は、利用者のマナー向上を図る看板の設置等を実施し、生物多様性の保全対策を行った。	-	-	-	-	-	-	-	被災後の現況及び河川堤防等の周辺工事完成後の自然環境の把握と、事業の再開に向けた検討が必要。併せて、継続した保全対策が必要。	○			河川堤防等の周辺工事完成後の自然環境の把握と、事業の再開に向けた検討が必要であり、また、継続した保全対策を行う。		
金華山島(金華山島生態系保護保全対策事業)		自然保護課	稚樹を二ホンジカの採食から守るための防鹿柵の維持管理や柵内の植生状況の確認を実施	柵内の植生回復状況を確認しつつ、防鹿柵の維持管理を行った。	-	-	-	-	-	-	-	柵内の植生回復状況を確認しつつ、防鹿柵の維持管理を行った。	○			金華山島内の原生林をはじめとした植生の保護・保全を図るため、植生回復までの間は継続した防鹿柵の維持管理が必要となっている。		

政策3 自然共生社会の形成

3 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

施策名	事業・取組名		担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
					項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 多様な主体の共同による自然保護の取組	みどりのクニづくり事業 構成施策事業	百万本植樹事業	自然保護課	緑化木の配布及び植樹を実施	緑化木の配布及び植樹数	本	1,786	1,786	2,754			地域の緑化活動を推進した。予算の半分が寄付金(みどりの基金)によることから、予算の確保が課題である。	○			予算確保を行いながら、事業を継続する。	
		宮城みどりの基金	自然保護課	基金の運用益等を緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用	基金造成額	千円	10,447	10,810	10,857			寄付金は百万本植樹事業への事業費として充当し緑化活動を推進した。1企業から多額の寄付が大半を占め、他企業や募金による造成は少額となっている。	○			みどりの基金の広報を充実させ、幅広く寄付の推進を図る。	
	みやぎバットの森	自然保護課	県民や企業などの多様な主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、バットの原木となるアオダモ等の苗木を植栽を実施	バットの原木植栽数	本	100	150	100			楽天球団との協賛で少年団や地元住民と植樹活動を行い、緑化の推進とみどりの文化の普及を行った。	○			みどりの基金の広報を充実させ、寄付の推進を図る。		
	みやぎの里山林協働再生支援	自然保護課	社会貢献として森林づくり活動を希望する企業に対して、そのフィールドの斡旋を行い、候補林の追加登録や協定を締結	候補林の追加登録や登録の締結面積	ha	24.27	7.81	0.16			H28年度からは県有林を主として協定やネーミングライツ契約を行い森づくりを推進した。活動企業数の減少や、地方の候補林において活動を行う企業が少ないことが今後の課題である。	○			活動企業募集の推進を図る。		
	自然公園等の環境保全	自然保護課	ヨシ・ササの刈り払いを山岳団体等のボランティアとの協働により行ったほか、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の啓発する山岳環境サポーター事業を実施	山岳環境指導員数 (概ね100人以内)	人	95	87	87	81	81	山岳環境指導員を委嘱し、一般登山者への普及啓発を行うと共に、蔵王連峰や栗駒山において山岳関係団体等のボランティアとの協働で自然環境の保全作業を実施した。	○			委嘱した山岳指導員からの各種情報や高山植物等の保護対策を行う上で、継続的に取り組む必要がある。		
(2) 自然とのふれあいの推進	森林環境共生育成		自然保護課	野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成するため、「森林インストラクター養成講座」を開催、認定したほか、「みやぎ自然環境サポーター養成講座」を実施	森林インストラクター養成講座(認定数)	人	28	29	23			県内の緑化活動の指導や企業の森づくりへのアドバイザー役等、森林整備等で指導的役割を果たす人材育成に貢献している。	○			引き続き森林インストラクター等の育成を行う。	
	みやぎラムサールトライアングル魅力発信事業		自然保護課	みやぎラムサールトライアングルマップの中国語版(繁体字版)を作成。また、「蕪栗沼・周辺水田」におけるマガン類が水田を利用している状況調査及び公表や、「志津川湾」でコクガンの観察会を開催	みやぎラムサールトライアングルマップの中国語版(繁体字版)を作成。また、「蕪栗沼・周辺水田」で、マガン類が水田を利用している状況と調査や、「志津川湾」でコクガンの観察会を開催	-	-	-	-	-	-	おもてなしマップは、関係施設等に配布し、訪問者への普及啓発につながっているほか、ワイズユース体験(観察会等)では貴重な湿地とその生態系について知っていただく機会となった。しかし依然として、湖沼周辺住民の生活様式の変化等により、生活に密着した沼の積極的な利活用の機会が減少しており、生物多様性の柱の1つである「自然の恵みの利用」が十分に図られていない。	○			左記の課題を改善するため、平成30年に新たにラムサール条約登録された志津川湾を加えたマップの日本語版をR元年度に作成するほか、多言語版も作成することで、世界に誇る4湿地の魅力を広く情報発信し、国内外からの来訪者を誘致することで宮城県民の4湿地に対する意識を高め、地域住民への普及啓発やそれを支える人材を育成し、地域での取り組みを推進していく。	
	自然の家 人と自然の交流事業		生涯学習課	季節毎の登山や野鳥観察などの自然体験活動を実施	自然体験活動参加人数	人	238	205	267	375	375	【成果】環境保全に対する理解の動機付けを図るとともに、日常や家庭における環境に配慮した生活改善へ向けて具体的に行動するための意識改革を図ることができた。 【課題】専門知識の講師のもと、体験的な活動とおして環境教育の普及啓発に積極的に取り組む人材を養成する必要がある。	○			専門知識の講師のもと、体験的な活動とおして環境教育の普及啓発に積極的に取り組む人材を養成する必要があることから継続することが求められると考える。	
	七ツ森里山環境学習林保全事業		自然保護課	七ツ森県有林を「里山環境学習林」として位置付け、区域内の森林整備を実施	森林整備、林内歩道整備、刈り払いを実施							整備により当森林内で企業の森づくりの協定が締結されるなど、里山林の保全推進に貢献した。			○		
	昭和万葉の森再生事業		自然保護課	利用者の安全を確保するとともに、県民の利用に供するため、遊歩道の整備を実施	遊歩道舗装(木材チップ)、丸木階段等の改修を行った			-				利用者の安全を確保し、昭和万葉の森の利用推進に貢献した。			○		

政策3 自然共生社会の形成

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
(3) 環境に配慮 した農業・漁 業への取組	農業・農村が持つ多面的機能の維持・ 増進	農山漁村なりわ い課	農業者だけでなく地域住民が一体となって、環境資 源等を持続的に保全する共同活動を支援	農村の地域資源の保全活動を行った面積	ha	73,463	74,435	75,490	84,100	85,000	・環境資源等を持続的に保全。面 積は増加傾向。 ・高齢化や人口減少による共同活動 への参加者の減及び役員のなり手不 足が懸念。	○					
	環境にやさしい農業定着促進事業	みやぎ米推進課	たい肥等による土づくりと化学合成農業や化学肥料 の節減による環境負荷の低減を図る農業者を育成 し、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組 の普及拡大を推進	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示 制度(特別栽培農産物)の面積	ha	2716	2792	2658		3,000	県認証農産物に対する消費者の理 解が深まってきている。	○			環境保全型農業の推進のために必 要。(みやぎ食と農の県民条例)		
	中山間地域の総合対策	農山漁村なりわ い課	農業生産基盤や生活環境基盤の整備や定住化に 関する施策を推進、国土保全や水源のかん養など で中山間地域の有する多面的機能の維持を図る	中山間地域等直接支払交付金事業で 2,310haの生産活動が継続された。中山 間地域総合整備事業で6.8haのほ場が 整備された。									○				
	グリーン・ツーリズムによる農村振興	農山漁村なりわ い課	農山漁村地域での自然、文化、人々との交流等 を楽しむ滞在型余暇活動を推進	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利 用人口	万人	1,485	1,444	1,490 (計画 値)	1,550	1,600	・農山漁村地域を訪れる人数は微 減。 ・人口減少から国内の入込数は更に 減少が予想。	○					
	水辺の生態系の保全	農村振興課	市町村の田園環境整備マスタープランを基本に環境 配慮実施方針を作成し、生物等の生息環境の保 全に配慮した事業を展開	田園環境整備マスタープラン作成状況	市町村	26	26	26				目標は全市町村での作成である が、農地が少ない市町村や漁業が 盛んな市町村は、作成が遅れてい る。	○			引き続き、環境保全に配慮した事 業実施を進めていく。	
	環境配慮対策実施地区指定状況			環境配慮対策実施地区指定状況	地区	102	111	119				R2の目標値は、149地区。年間 12地区程度の実施が必要である が、現状は、年間10地区程度 の実施であり、達成は難しい。					
漁場環境の監視と漁場がれきの撤去	水産業基盤整 備課	気仙沼湾、志津川湾、松島湾及び鳴瀬川におい て漁場環境の監視や情報の収集、被害の防除措 置への対応を行い、内湾域及び内水面漁場の保 全を実施。また、東日本大震災によって漁場内に流 入したガレキの撤去を実施して漁場環境の復旧に取 組む	水質等の漁場環境の定期モニタリング調 査を実施し、水質モニタリング調査結果の ホームページでの情報提供した。								主要な3湾、1河川において漁場 環境のモニタリング調査を実施し、 ホームページで情報提供した。	○			地球温暖化に伴う沿岸の海水温の 上昇傾向を把握するため、今後も長 期データの蓄積と分析が必要である。		
			本県の漁場内に流入したガレキの撤去量	m	2,130	1,761	3,268					本県の全域で、操業の妨げとなる漁 場ガレキを撤去したが、沖合では、 依然としてガレキが混入している。	○			漁場環境の復旧に向けて今後も継 続したガレキの撤去を実施する必要 がある。	
(4) 自然環境情 報の把握と 共有		自然保護課	ガン・カモ・ハクチョウ類及びニホンジカ(牡鹿半島)等 の県内野生鳥獣の生息状況を調査を実施	ガン・カモ・ハクチョウ類等の県内野生鳥獣 の生息状況調査を継続して実施した。							継続して事業を実施できた。	○			今後も継続していく必要がある。		

政策3 自然共生社会の形成

4 やすらぎや潤いのある生活空間の創造

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
(1) 公園や水辺空間の整備	都市公園の整備	都市計画課	環境、レクリエーション、防災、景観、歴史文化の視点から、地域バランスも考慮しつつ公園を配置し、整備を推進	都市公園面積	ha	3,897	4,006				公園配置や機能について、自治体毎に検討を行いながら計画整備が進められている。	○			環境改善及び日常生活に潤いとレクリエーションの場として安らぎを与えると共に地域コミュニティ形成の場として計画整備していく。	1年遅れて集計	
				都市公園箇所集	箇所	3,010	3,055										
				1人当たり公園面積	m <sup>2</sup> /人	18.7	19.5										
	親水空間の整備		河川課	人々が河川に近づき自然と親しむことが出来るよう、環境学習や癒し等として、親水空間の整備を推進								○					
	港湾における緑地の整備		港湾課	県民に親しまれるウォーターフロントを形成するための主要施設として、緑地の整備を推進	港湾内の緑地・公園面積	ha	21.1	21.1	21.1	21.1	24.2	塩竈市まちづくり計画と調和した緑地整備を事業中であり、令和2年度までに完了させる	○			港湾の魅力ある親水空間を創出し、来訪者が集い賑わうの緑地整備を進めていく。	
	漁港環境整備		漁港復興推進室	漁港における景観の保持、美化を図り、安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、防災対策や漁港環境の保全・回復を図る													
	海岸環境整備事業		港湾課	国土保全との調和を図りながら県民に親しまれる魅力のある海岸環境の形成を推進													
	道路緑化の推進		道路課	地域住民と行政が、県土の豊かな緑を活かし、都市と自然が調和した独自性のある道路環境となるよう、地域住民と協働して緑化作業を実施													
	アダプトプログラムによる環境保全活動の支援	みやぎスマイルロード・プログラム	道路課	県管理道路上の道路美化活動に意欲のある個人、団体、学校及び企業等を広く募集し、「スマイルサポーター」として認定して支援	活動団体数	団体	321	369	378			活動団体数は増加傾向にあるが、高齢化により活動を中止する団体も出てきている。	○			今後もスマイルサポーターを認定・支援する取り組みを継続する。	
		みやぎスマイルリバー・プログラム・みやぎスマイルビーチ・プログラム	河川課	県管理河川・海岸の一定区間において、美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して支援	活動団体数	団体	154	176	201			活動団体数は、平成29年度から25団体増加した。構成員の高齢化が課題。	○				
みやぎふれあいパーク・プログラム		都市計画課	県立都市公園の清掃活動や美化活動に意欲のある団体・個人を広く募集し、「ふれあいサポーター」として認定し、独自の計画により進められる自主的な活動を支援	活動団体数	団体	12	12	12			地域に根ざした活動が進められているが、参加団体の高齢化が進んでおり、継続的で安定した運営体制確保が必要である。	○			幅広い年齢層や新たな担い手に事業の普及啓発を図る。		
みやぎスマイルポート・プログラム		港湾課	県管理港湾・海岸の一定区間において、美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体をスマイルサポーターとして認定して支援	活動団体数	団体	34	40										
(2) 美しい景観の形成	景観行政の推進	都市計画課	市町村の景観行政団体への移行を支援し県民意識の醸成を推進	県内の景観行政団体数	団体	6	6	7			・H30に大崎市が景観行政団体に移行 ・他の市町村に対しても移行を促していくことが必要	○			・「成果・課題」欄に記載のとおり、市町村に対して移行を促していくことが必要のため。		
	屋外広告物への規制	都市計画課	「屋外広告物法」及び「屋外広告物条例」に基づいた規制の他、「みやぎ違反広告物除却サポーター制度」を設け、ボランティア団体による電柱等への違法はり紙除却活動を支援	活動団体数	団体	68	59	57			H28 273枚 H29 265枚 H30 192枚 上記のとおり、違反はり紙を除却した。活動団体数が年々減少傾向にあるのが課題である。	○			依然、違反はり紙が散見されるため、引き続き良好な景観形成のため活動が必要である。		
	電線類の地中化	都市計画課 道路課	無電柱化推進計画に基づき電線の地中化を推進。地中化が困難な箇所においては、地中化以外の無電柱化手法も活用して整備を推進	道路延長	km						-	○					

新たな宮城県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）の策定に係る現行計画に関わる事務事業の実施状況一覧

※環境基本計画関連事業の実施状況等を取りまとめたもの。

政策4 安全で良好な生活環境の確保

1 大気環境の保全

R1.11.18

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
(1) 発生源への 対策・規制	工場・事業場対策	環境対策課	大気汚染防止法及び公害防止条例の規制を受ける工場・事業場に対し、定期的に行政検査を含めた立入査を実施し、改善等を指導	立入検査事場数	件	268	289				定期的に行行政検査を含めた立入検査を実施し、必要に応じ行政指導等を行ったほか、大規模発生源を有する工場と公害防止に関する協定を締結し、法律以上の負荷低減対策をとらせた。平成30年度から新たに水銀の排出規制が開始されたことを受け、規制対象施設への立入検査を行った。	○			新たに水銀の排出規制が導入されたほか、小規模化量発電所の新たな立地、計画が進められていることから、事業を継続する。		
				立入検査施設数	件	839	864										
煙道検査施設数				件	17	16											
行政指導改善勧告等件数				件	14	32											
アスベスト対策	環境対策課	従前から実施している大気中のアスベスト濃度測定やアスベスト除去事業者の指導に加え、届出のない解体工事現場に対するパトロールを実施	解体等作業の届出数	件	86	115				大気汚染防止法に基づく届出があった建築物の解体作業については、作業開始前に立入検査し、必要な指導を行い、アスベストの大気環境中への飛散を防止した。アスベストを含有する建材を使用した建築物の解体が令和10年度にピークを迎えることから、指導を継続する必要がある。	○			アスベストを含有する建材を使用した建築物の解体が令和10年度にピークを迎えることから、事業を継続する。			
			立入検査数	件	151	311											
(2) 自動車交通 環境負荷低 減対策	自動車交通環境負荷低減計画の進行管理	環境対策課	宮城県自動車交通環境負荷低減計画を推進するため、宮城県自動車交通公害対策推進協議会及び同幹事会を開催し、計画の進行管理を実施	計画の内容をもとに関係機関による施策の実施状況や目標の実施状況や目標の達成状況を把握した。								-	-	-	「自動車交通環境負荷低減計画」は令和2年度を終期としており、本計画の今後のあり方については検討中。	令和3年度以降の「自動車交通環境負荷低減計画」のあり方については検討中。	
	自動車交通騒音実態調査事業	環境対策課	主要幹線道路沿道における自動車交通騒音の実態を広域的に調査・解析・評価するため、自動車交通騒音実態調査を実施	環境基準達成率	%	92.4	93.0	95.1			調査を行ない自動車騒音の環境基準達成状況を確認しているが、達成率は90%台前半で推移している。	○			騒音規制法第18条に基づく法定受託事務であることから、本事業は継続する。		
	エコドライブ 運動推進 事業	県庁行政庁舎の放送	環境対策課	エコドライブ推進月間である11月に、県庁行政庁舎及び県地方合同庁舎にて、エコドライブを呼びかける庁内放送を実施	エコドライブ推進月間である11月に、県庁行政庁舎で庁内放送でエコドライブを呼びかけたほか、ラジオスポットCMを放送し、エコドライブに関する普及啓発を広く県民に押し付けた。							「自動車交通環境負荷低減計画」の環境目標のうち大気汚染に係る3項目で目標を達成するなどの成果をあげているが、自動車交通騒音及び二酸化炭素排出量に係る目標は未達成である。また一方、低公害車の普及により本事業の役割は縮小しつつある。	○			「自動車交通環境負荷低減計画」の環境目標のうち自動車交通騒音及び二酸化炭素排出量に係る目標は未達成であることなどから、ドライバーに対するエコドライブ運動の普及啓発が引き続き必要である。	
		エコドライブ宣言ステッカーの配布	環境対策課	「みやぎe行動(eco do!)宣言」を活用し、エコドライブに関する項目を含んで宣言した方のうち、希望者にエコドライブ宣言ステッカーを配布	「みやぎe行動(eco do!)宣言」においてエコドライブに関する項目を宣した個人及び事業者数	者	1359	2396	175								
(3) さわやかな大 気環境を目指 して講じた 施策	工場・事業 場対策	環境対策課	仙台市を除く宮城県では臭気指数による、仙台市では特定悪臭物質として法で定められた全22物質による濃度規制を実施	立入検査件数	件	20	14	14			苦情等に基づき悪臭発生施設への立入検査、臭気測定を行った。悪臭発生源はクラフトバルブ製造工場、有機質肥料製造工場等のほか、農産部に多く立地している畜舎等が挙げられ、解決困難な事例が少なくなく、悪臭苦情は毎年100件以上発生している。	○			悪臭苦情は毎年100件以上発生しており、事業を継続する。		
				測定件数	件	1	1	0									
				行政指導件数	件	19	11	12									
				改善勧告件数	件	0	0	0									
	宮城県公害防止条例による規制	環境対策課	魚腸骨処理場等や有機質肥料製造工場の規制を実施	立入検査件数	件	49	39	41			苦情等に基づき悪臭発生施設への立入検査、臭気測定を行った。悪臭発生源はクラフトバルブ製造工場、有機質肥料製造工場等のほか、農産部に多く立地している畜舎等が挙げられ、解決困難な事例が少なくなく、悪臭苦情は毎年100件以上発生している。	○			悪臭苦情は毎年100件以上発生しており、事業を継続する。		
				測定件数	件	5	3	3									
				行政指導件数	件	3	2	11									
				改善勧告件数	件	0	0	1									
	宮城県悪臭公害防止対策要綱による指導	環境対策課	悪臭防止法又は公害防止条例の規制対象とならない施設等の悪臭問題は、「宮城県悪臭公害防止対策要綱」による改善指導を実施	立入検査件数	件	99	55	112			悪臭防止法及び公害防止条例以外の行政指導の状況	件	108	40	55		
				行政指導件数	件	0	0	0									
畜産臭気対策	環境対策課	関係機関と連携を図り悪臭防止法、公害防止条例及び「宮城県悪臭公害防止対策要綱」による指導を実施	立入検査件数	件						法施行地域外、公害防止条例の悪臭悪臭防止法、公害防止条例及び宮城県悪臭公害防止対策要綱に基づき立入検査、悪臭測定及び必要な指導を実施した。	件						
			行政指導件数	件													

政策4 安全で良好な生活環境の確保

2 水環境の保全

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考									
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止								
(1) 閉鎖性水域 における水質 改善対策	松島湾水質モニタリング事業	環境対策課	湾内の詳細な環境モニタリング調査をH5年から継続して実施	COD(範囲)	mg/L	0.9~4.7	1.1~4.3	1.1~4.2			松島湾の水質は平成5年から17年までに改善傾向が見られたが近年は横ばいで推移している。	○			松島湾リフレッシュ事業の効果確認及び震災による変化の把握を目的としており、今後も継続したモニタリングが必要である。									
				全窒素(範囲)	mg/L	0.080~0.56	0.12~0.49	0.11~0.32																
				全燐(範囲)	mg/L	0.012~0.12	0.010~0.048	0.014~0.042																
				底質COD(範囲)	mg/L	7.4~25	22~36	21~39																
				底質硫化物(範囲)	mg/L	0.1~0.3	0.34~0.92	0.21~0.77																
	ダム貯水池内の対策	環境対策課	異臭味の発生を防止対策を継続して実施しながら、カビ臭対策等効果の検証を実施	COD(75%値)	mg/L	2.77	2.33	2.27			釜房ダムの水質はカビ臭が問題となった昭和50年代と比較すると改善が見られるものの、近年は横ばいあるいは悪化傾向が疑われる。今後は水質変動の現象把握や、第6期計画において重点的に取り組むこととしている自然由来汚濁負荷対策や魚類養殖に係る汚濁負荷対策について、これらの実態調査、結果の解析、対策の検討が優先される。	○			左記の各項目は第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画に位置付けられた取組みである。計画期間が平成33年度までであり、最終年に各取組みの効果検証・評価を行う。									
				全窒素	mg/L	0.0171	0.0176	0.0176																
				全燐	mg/L	0.4	0.46	0.40																
	N/P比		32	26.1	22.7																			
	工場・事業場系の排水対策	環境対策課	水質汚濁防止法、湖沼法及び県公害防止条例に基づく排水規制の他、規制対象外となる工場・事業場に対しても必要に応じ污水处理施設の設置や適正管理の指導を実施	事業場への立入及び採水調査を実施																				
				生活系の排水対策	環境対策課	下水道への接続を促進するとともに、下水道区域外では、浄化槽の普及促進と維持管理の適正化を指導	下水道処理人口のうち接続人口	人	4324	4,182							4,128							
							接続率	%	89.7	93.1							92.9							
							下水道区域外の浄化槽の設置数	基	379	388							394							
							行政人口のうち処理人口	人	1079	1,157							1,120							
普及率	%	51.6	52.2				52.3																	
畜産に係る汚濁負荷対策	環境対策課	水質汚濁防止法の排水規制等基準の遵守の徹底や畜舎の適正管理のほか、経営計画も含めた農家の指導、家畜排せつ物の適正な処理を促進	指導により適正処理を維持 畜舎の堆肥舎を完備																					
			魚類養殖に係る汚濁負荷対策	環境対策課	排水処理に関する技術的課題等の情報を収集し、排水負荷の実態を詳細に調査するとともに、関係機関と連携して事業者へ助言、指導を実施	実態調査、採水調査を実施																		
						面源負荷対策	環境対策課	水田及び畑地等の面源負荷の大きい流出水対策地区を指定し、地下水汚染を防ぐとともに、地力の維持向上と環境負荷低減を両立させた土づくりの推進から持続可能な農業等の確立を推進	こたわり米の生産 側条施肥機の導入 ほ場整備(川崎町全域)	ha 台 %							79.5 160台 33							
廃棄物の適正処理	環境対策課	環境の悪化を未然に防止するため、監視パトロールを実施し、不法投棄に関する看板の設置等により廃棄物の適正処理を促進	毎年パトロールを実施																					
			流域住民の普及啓発と実践	環境対策課	地元関係団体の活動、小学生対象の水辺教室、広報紙・パンフレット・生活排水対策用品配布等を通じ、水質保全意識の普及啓発と実践を推進	毎年水辺教室を1回ずつ実施 パンフレット(川崎町作成)を配布																		
調査研究の推進	環境対策課	国、県及び仙台市等で水質汚濁に関する総合的な調査研究を推進				県で自然汚濁負荷調査を実施																		
			(2) 赤潮発生防止対策	環境対策課	閉鎖的な内湾流域内の工場・事業場に対する排水規制や污水处理施設の設置及び指導、下水道の整備等による生活排水対策等閉鎖性水域の富栄養化防止対策を推進	事業場への立入及び採水調査を実施																		
定期的かつ継続的に事業場の立入り及び採水調査を実施している。	○																							

政策4 安全で良好な生活環境の確保

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(3) 有機性汚濁 対策	工場・事業 場対策	環境対策課	県内の公共用水域のうち、水質汚濁防止法による排水基準により生活環境を保全することが十分でない認められる阿武隈川、松島湾等の水域については、より厳しい上乗せの排水基準を設定	公害防止条例の対象となっている事業場		1187	1183	1167		排水基準不適合の工場・事業場に汚水処理施設の管理方法の改善等について指導している。	○			阿武隈川、松島湾等の水域については今後も継続して厳しい規制、立入、不適合施設への指導が必要である。		
				法		607	654	613								
				条例		62	26	20								
				排水基準に適合しない件数		21	25	25								
	生活排水 対策	水道経営課	宮城県生活排水処理基本構想「甦る水環境みやぎ」の見直しを行い、下水道の整備目標を、H47年度普及率86.6%に設定して事業を展開	下水道処理人口普及率	%	80.6%	81.2%									
				水処理状況	BOD	mg/L	ND~12	0.8~14.8								
					SS	mg/L	ND~16	ND~19								
	浄化槽の整備	循環型社会推進課	浄化槽法に基づく定期的な保守点検、清掃及び法定検査で構成される維持管理を実施	新設浄化槽数	基	2,691	2,154			処理施設の新設整備は完了。今後は、維持・更新となる。			○	処理施設の新設整備は完了。今後は、維持・更新となる。		
				7条検査実施率	%	96%	100%									
				11条検査実施率	%	89%	90%									
(4) 有害物質 対策	工場・事業場対策	環境対策課	一定の要件を備える施設を特定施設として定め、特定施設を設置している工場・事業場から公共用水域に排出される水について排水基準を適用して規制を実施	水質汚濁防止法に規定する特定事業場数	事業所	5373	5432	5508		定期的かつ継続的に事業場の立入り及び採水調査を実施している。	○			継続して立入、採水、必要に応じて指導が必要。		
				上記のうち、有害物質を排出するおそれのある特定事業場	事業所	192	211	225								
	地下水汚染対策	環境対策課	概況調査で選定した井戸から有害物質が検出された場合、周辺の井戸調査を行い、有害物質が検出された井戸に対し継続調査を実施	環境基準超過地点数/調査地点数		4/39	4/38	4/39		住民の健康被害防止の観点から、環境基準を超過した地点については、保健所と連携し飲用中止及び水道への切り替えを指導。	○			汚染が確認された井戸に関しては継続して調査をしていく必要がある。		
				概況調査		0/2	2/5	0/1								
				汚染井戸周辺地区調査		31/49	28/43	21/34								
				継続監視調査		0/9	0/0	0/0								
農業等 対策	みやぎ米推進課	農業の安全かつ適正な使用及び危害防止を推進	ゴルフ場排水検査結果の取りまとめを実施						ゴルフ場の排水実態を把握。	○			今後もゴルフ場の排水の実態について把握しておく必要がある。			
			3年に1回の間隔で県内ゴルフ場を巡回指導を実施。また、全ゴルフ場に対し農業使用状況のアンケート調査を実施し、現状把握とともに結果をとりまとめ適正使用について啓発を図った。	-	-	-	-	-							件数は少ないものの、不適正使用の事例があるので、継続して普及啓発、指導を図っていく必要がある。	
			研修会や講習会、立入検査等を通じて農業の適正使用について指導したほか、農業管理指導士の認定・更新を行い、指導体制を確保。	-	-	-	-	-								
水環境への 総合的な取 組	環境対策課	南三陸海岸流域及び阿武隈川流域については、東日本大震災からの復旧状況を考慮しながら、計画策定の作業を進めていくこととし、計画策定済み流域は計画の着実な推進に向けた取組を実施するとともに、計画期間満了時点の課題等を加味して次期計画を策定する。	計画策定流域数	流域	3	3	3		着実に計画の策定及び更新を実施している。県内を5つの流域に分割し、地域の特性を反映した計画づくりを行う必要がある。	○			流域水循環計画の記載内容を水循環基本計画の記載内容を踏まえて再検討する。			
			流域水循環計画策定済みの鳴瀬川流域、北上川流域及び名取川流域については、活動しているNPO団体や関係行政機関、庁内関係課で組織する推進会議を定期(1回/年)開催し、成果や課題を共有する。	開催実績	回	1	1	1								定期的な会議開催により、行政と民間団体等の繋がりが確保されている。開催内容については検討が必要である。
			身近な水環境に対する県民の関心を喚起し、流域における健全な水循環を保全するための活動を推進するため、必要な用品の支給や貸与を行う。	述べ支援人数	人	150	60	64								

政策4 安全で良好な生活環境の確保

3 土壌環境及び地盤環境の保全

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止			
(1) 土壌環境保全対策	二迫川地域	みやぎ米推進課	指定要件(玄米カドミウム濃度0.4ppm以上)が削減したと判断し、平成23年6月に指定を解除	下記(2)により、流通防止	-	-	-	-	-	-	下記(2)に同じ	○					
	小原・赤井畑地域	みやぎ米推進課	ALCを散布し、カドミウム基準値(0.4ppm)を超過する産米の発生を抑制	現場を確認し、流通防止	-	-	-	-	-	-	市場流通の防止が図られている。						
(2) 土壌汚染対策	農用地の土壌汚染対策	みやぎ米推進課	カドミウム吸収抑制資材散布による対策及び効果追跡調査	カドミウム吸収を抑制するため、旧栗駒町と旧築館町のほ場にALCを散布し、その効果を確認するため、追跡調査を実施	カドミウムの超過米が発生する恐れのある地域において、市町村が作成する生産計画に基づき、吸収抑制対策の徹底を図るとともに、出荷前調査を実施し、超過米の市場流通を防止。	-	-	-	-	-	カドミウム基準値超過米の市場流通防止が図られている。根本的な解決のためには、カドミウム低吸収品種の普及が必要である。	○			カドミウム基準値超過米が市場流通しないように、引き続き対策を実施していく。		
			カドミウム基準値超過米の生産防止対策の実施状況	水稲のカドミウム吸収を抑制するための生産防止計画を作成し、その普及啓発や実施状況の確認を行い、生産防止対策を着実に実施													
			カドミウム基準値超過米の市場流通防止対策の実施状況	カドミウム基準値超過米の市場流通を防止するため、二迫川地域等において産米の流通前調査を実施													
(3) 地盤環境の保全	安全な地盤環境を目指して講じた施策	環境対策課	揚水量の削減規制指定地域面積	指定地域内で、揚水設備(吐出口の断面積6cm <sup>2</sup> を超えるもの)により地下水を採取しようとする者には、届出を義務付けており、業種及び用途にかかわらず、建設工事に伴う揚水も対象としている	条例に基づいて揚水量の削減規制を行っている指定地域	km <sup>2</sup>	62.4	62.4	62.4				○			今後の安全な地盤環境の保全のため揚水量の削減規制が必要。	

4 地域における静穏な環境の保全

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止		
(1) 工場・事業場対策	騒音防止対策	環境対策課	立入検査や苦情等に基づく測定を実施	騒音規制法及び公害防止条例に基づく届出件数	件	29,546	31,737				苦情等に基づき立入検査、騒音測定及び指導を行なったが、騒音苦情は毎年200件以上発生している。	○			騒音苦情は毎年200件以上発生しており、事業を継続する。	
				立入検査実施数	件	154	126	171								
				苦情等に基づく測定数	件	27	11	5								
	振動防止対策	環境対策課	立入検査や苦情等に基づく測定を実施	振動規制法及び公害防止条例に基づく届出件数	件	20,064	21,865				苦情等に基づき立入検査、騒音測定及び指導を行なったが、騒音苦情は毎年30件以上発生している。	○			騒音苦情は毎年30件以上発生しており、事業を継続する。	
				立入検査実施数	件	24	24	57								
				苦情等に基づく測定数	件	2	5	2								
(2) 建設作業騒音等対策		環境対策課	騒音規制法及び振動規制法の指定地域を有する市町村では、指定地域内で特定建設作業を行うとする者に届出を義務付けており、作業方法や作業時間等について規制	騒音規制法に基づく届出件数	件	525	481				届出、苦情等を受け作業方法、作業時間等を指導したが、苦情が例年100件前後発生している。	○			騒音防止法及び振動防止法に基づく事務であり、苦情も毎年100件前後発生していることから、事業を継続する。	
		振動規制法に基づく届出件数	件	313	343											
自動車交通騒音対策		環境対策課	GISを使用した自動車騒音的評価システムを用いて、県内の主要路線における環境基準の達成状況を算出	遮音壁	km	1.0	1.0	1.0			東日本高速道路(株)及び宮城県道路公社で遮音壁及び高機能舗装を施工しているが、自動車騒音の環境基準達成率は90%台前半で推移している。	○			騒音規制法第18条に基づく法定受託事務であることから、本事業は継続する。	
				高機能舗装	km	70.3	70.3	70.3								
(4) 航空機騒音対策		環境対策課	周辺地域への航空機騒音の影響を把握するため、通年測定や短期測定により環境基準の達成状況や騒音低減対策の効果について調査を実施	航空機騒音環境基準達成率(類型無指定地域含む)	仙台空港	%	100	100	100		仙台空港及び2飛行場とも全ての測定局(類型無指定地域内含む)で環境基準を達成していたが、松島飛行場については、震災後に拠点を移していたF-2戦闘機が帰還した等の理由によりH30年度は1局で環境基準を超過した。	○			宮城県は環境基本法に基づき、環境基準の類型を当てはめる地域の指定を行っていることから、今後も環境基準の達成状況の確認を行っている。	
					松島飛行場	%	100	100	92.8							
					霞目飛行場	%	100	100	100							
(5) 鉄道騒音対策		環境対策課	沿線市町村の協力を得て東北新幹線鉄道沿線に定点を定め、毎年騒音・振動測定を実施	新幹線騒音環境基準達成率	%	25	25	22			新幹線騒音測定を毎年36箇所で実施(内14箇所は仙台市実施)しているが、環境基準の達成率は25%前後で推移している。	○			宮城県は環境基本法に基づき、環境基準の類型を当てはめる地域の指定を行っていることから、今後も環境基準の達成状況の確認を行っている。	
(6) 深夜営業騒音対策		環境対策課	深夜営業騒音の防止を図るため、公害防止条例により飲食店営業等を対象に規制を行っており、県及び市町村では立入検査を実施するなどして指導を実施	深夜営業騒音苦情発生件数	件	12	10				苦情等に基づき飲食店営業者等に立入検査を実施し、必要な指導を行っているが、毎年10件前後の苦情が発生している。	○			公害防止条例に基づく事業であり、毎年10件前後の苦情が発生していることから事業を継続する。	

政策4 安全で良好な生活環境の確保

5 化学物質による環境リスクの低減

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) ダイオキシン類対策特別措置法による監視指導	特定事業場	環境対策課	ダイオキシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、立入検査を行い適正な施設管理等の指導を実施	基準値超過施設	施設	0	0	0			ダイオキシン類対策特別措置法規制対象施設(環境対策課大気環境班分)2施設に対し、毎年1施設ずつ立入及び理道検査を実施している。	○			ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業であり、ダイオキシン類は極めて高い毒性を有する物質であることから、事業を継続する。	
		環境対策課								対象施設の立入、採水を実施。	○			継続して立入、採水、必要に応じて指導が必要。		
	特定施設	循環型社会推進課	法に基づき、排出ガスや排水等のダイオキシン類濃度の測定が義務付けられている	基準値超過施設	施設	0	0	0			廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類について行政検査を実施し、適正な維持管理を指導した。	○			法に基づき、基準値超過等の監視指導のため、今後も検査を継続する必要がある。	
(2) 環境ホルモン調査		環境対策課	国の対策と連携し、化学物質環境実態調査を活用し、環境ホルモンの実態把握を推進	毎年環境省より試料採取業務を受託							環境省が実施する化学物質環境実態調査(黒本調査)の調査結果により化学物質の実態を把握	○			環境省主体の全国調査であり今後も継続して実施される。	
(3) 環境リスク管理の促進	事業者の自主的な管理改善の促進に向けた普及・啓発	宮城県化学物質適正管理指針の普及啓発	「宮城県化学物質適正管理指針(H20.3策定、H30.10改訂)」について関係者への普及・啓発を推進	HP上での周知 事業者に対する周知件数(※実績は直接周知した件数を記載)	件	0	6	4			関係法令等の改正を踏まえ、平成30年10月に改訂した。HPによる周知のほか、機会をとらえて周知しているが、さらなる周知方法が課題である。	○			リスクコミュニケーションセミナーの開催等に合わせた普及啓発の実施 安全で良好な生活環境の確保>大気環境の保全>環境リスク管理の促進	
		リスクコミュニケーションセミナー	事業者のリスクコミュニケーションへの理解を深めるため、県内の事業者や行政担当者等を対象に、H22年度から「事業者のためのリスクコミュニケーションセミナー」を開催	実施件数	件	1	1	1			事業者からの事例紹介や外部講師による講義により、事業者が当該事業に興味を示すきっかけとなった。参加者数が頭打ちであり、開催内容の検討が必要である。	○			事業者が自主的に取り組むきっかけとなるセミナーを企画する。 安全で良好な生活環境の確保>大気環境の保全>環境リスク管理の促進	
		事業者主導型リスクコミュニケーション事業	事業者が自主的に実施を希望する場合、企画立案の助言、コーディネート、化学物質アドバイザーの派遣などの開催支援を実施	実施件数	件	1	1	1			事業開催後は地域住民とのコミュニケーションが継続される事例が見られる一方、開催までの取組は消極的であることから、当該事業の見直しが必要と思われる。			○	専門家派遣制度の周知やより実践的なセミナーの充実を検討する。	

6 環境中の放射線・放射能の監視・測定・知識の普及啓発

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
(1) 放射線・放射能の監視・測定	放射能測定	原子力安全対策課	情報を一元化したポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を開設し、空間放射線量率、各種放射能測定結果及び関連情報を随時公表	「放射能情報サイトみやぎ」閲覧数	アクセス	70,691	48,474	53,565			「放射能情報サイトみやぎ」は開設当初に比べアクセス件数は減少したものの、H30年度で年間約5万件のアクセスがあった。	○			事故から8年余り経過しても、県民の放射線に対する不安は根強く、今後もwebを通じた迅速な情報発信が必要である。		
			正しい知識の普及・啓発	「放射能情報サイトみやぎ」における、各種測定結果等の迅速かつ正確な情報発信及び「放射線・放射能に関するセミナー」を通じた正しい知識の普及啓発を促進	セミナー開催数	回	3	3	4			放射線・放射能の専門家による講演により、正しい知識の普及啓発に努めており、H30年度のアンケートでは参加者の約9割が参考になったと回答した。	○			県民の放射線・放射能に対する不安に対しては、今後も専門家による正しい知識の普及・啓発が必要である。	
				セミナー参加者数	人	83	72	145									

新たな宮城県環境基本計画（計画期間：令和3～12年度）の策定に係る現行計画に関わる事務事業の実施状況一覧

※環境基本計画関連事業の実施状況等を取りまとめたもの。

すべての基盤となる施策 第1節 グリーン行動の促進

1 環境教育・環境学習の推進

R1.11.18

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記（今後の方向性）の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
1 学校・社会における環境教育	児童生徒の環境に対する意識啓発	義務教育課	自然体験等を通して学習活動の充実が図られるよう啓発								各学校において、地域性を生かした環境教育が実施されている。	○			より充実した学習活動が図られるよう、学校訪問等で啓発していく。	
	環境教育支援事業	全日本学校関係緑化コンクール	義務教育課	学校林を活用し環境教育や緑化活動に顕著な教育活動を行った学校や、計画的・組織的な環境緑化教育を推進している学校を推薦	校	2	2	2			環境保全やよりよい環境づくりに取り組んでいる学校が脚光を浴びる機会となっている。	○			環境教育や緑化活動を推進する学校を今後も推薦していく。	
		愛鳥週間野生生物保護功労者表彰		日本鳥類保護連盟に対し、野生生物保護に関する優れた功績を積み重ねている学校を功労者表彰候補者として推薦	校	0	0	0			多年にわたり野生生物保護の活動を積み重ねている学校という条件に該当する学校がなかなかない。	○			該当する学校がなかなかないが、野生生物保護活動が可能な環境にある学校の今後の取組に期待したい。	
		愛鳥モデル推進校	自然保護課 義務教育課	県内の小中学校の児童生徒を対象に、探鳥会などの各種活動を通して野生生物保護思想の普及啓発を図ることを目的に愛鳥モデル推進校を設定	校	7	6	6			野生生物保護思想の普及啓発を図ることができた。	○				
	環境教育関連指定校	義務教育課	小学校・特別支援学校の中から、学校環境の緑化を通じて環境教育を推進している学校を推薦	校	2	2	3			すでに特徴的な緑化活動を実施している学校が、本事業により、さらに緑化整備を進め、学習効果を上げることができている。	○			今後も学校緑化を通じて環境教育を推進し、他のモデルとなるような学校を推薦していく。		
	環境教育実践「見える化」事業	環境政策課	小学校における出前講座、宣言・実践認定等により「みやぎe行動(eco do!)」宣言登録の内容の見える化を実施し、環境配慮行動を促進	みやぎe行動(eco do!)出前講座実施校数	校	19					H29年度から児童・生徒のための環境教育推進事業として実施	○				
				みやぎe行動(eco do!)出前講座参加者数	部	1,050										
				e行動(eco do!)認定数	件	515										
	児童・生徒のための環境教育推進事業	環境政策課	環境にやさしい人づくりを進めることを目的として、県内の小学校で「こども環境教育出前講座」を展開	「こども環境教育出前講座」実施校数	校		36	43	42	42	学校現場でこども環境教育出前講座の認知度も上がり、実施校は増加傾向にある。	○				
				実施児童数	人		1409	2169								
	グリーンエネルギー利活用実践推進事業	高校教育課	専門高校に環境教育設備を導入し、環境保全とグリーンエネルギーの利活用に関する実践的な研究を行い、環境やエネルギー課題に対応できる人材育成を推進	取組校数	校	1	1	1			環境教育設備を導入し環境やエネルギー問題に対応できる人材育成を行っている。取組希望校が少なくなっていることから事業内容の変更が課題である。	○			・本県環境課題の解決には次代を担う人材の育成が必要であるため。	R1年度は取組を希望する学校がなかった。
	国際的な視野に立った環境教育の支援	環境政策課	ESDを広めていくための地域の拠点として「仙台広域圏」が認定され、仙台、大崎市田尻、気仙沼、七ヶ宿及び白石の各地域において、それぞれの特色を生かした環境教育に取り組んでいる								関係団体が主催する会議に出席し、情報共有を図り、環境教育を推進した。	○				
	環境教育リーダー事業	環境政策課	環境分野での人的資源を活用した環境教育リーダー制度を創設し、講演等を実施	派遣要請数	件	31	58	8	40	40	幅広い世代に環境教育を推進することができた。	○				
	講演対象者数	人	1,142	2,069	309											
	こどもエコクラブへの活動支援	環境政策課	子どもたちが主体的に行う環境学習・環境保全活動の支援策として、「こどもエコクラブ事業」が実施されている	会員登録数	クラブ数	クラブ	12	10	11		活動を奨励するために記念品を贈呈し、活動を支援した。	○				
登録数	人	1,680	2,635	2,310												
水環境教育の推進	環境対策課	小中高校生、一般県民、市町村担当者等呼びかけ、身近な河川の水環境を体験し、河川への親しみや水環境保全意識の啓発のための機会を提供することを目的として実施	参加団体数	団体	19	18	20			県民の河川への親しみや水環境保全意識の定着に寄与している。	○			今後も普及啓発を継続する必要がある。		
			参加者数	人	352	465	416									
			水質調査実施河川数	河川	18	19	16									
ルルブル・エコチャレンジ事業	教育企画室	独自の取組であるルルブル(しっかり環境・きちんと食ベル・よく遊ぶで健やかに伸びる)とエコ活動の大切さを伝える「ルルブル・エコチャレンジ事業」を実施	ルルブル・エコチャレンジ認定数	件	19,255	20,701	21,063			認定証の配布数は年々増加しているものの、ポスター配布数の約3分の1となっており、本事業における各家庭の協力が今後の課題である。	○			ルルブルを実践することがエコにもつながることを広く周知するとともに、ルルブルとエコ活動の重要性を普及啓発していく。		

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(2) 環境教育の 基盤整備	学習機会の提供と施設の整備	環境政策課 自然保護課	県民が身近な自然環境を体験し、また、自ら学習 することを通じて、環境への認識を深める機会を提 供するため、県内各地に環境教育推進施設を設 置・運営	環境教育推進施設数	施設	6	6				環境教育支援の中核施設である環 境情報センターの認知度向上と利活 用の促進を図る必要がある。	○			引き続き、各施設を環境教育の推 進に効果的に活用しながら、各主体 間の連携を図り、環境教育を通じて 環境課題解決に向けた人材育成に 努める。	
				環境教育施設来場者数	人	354,790	319,136									

2 環境配慮行動への支援

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考		
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止	
(1)	環境配慮行 動に向けたイ ンセンティブの 向上	みやぎe行動(eco do!)宣言登録事 業	環境政策課	宣言登録後の取組を実践する方々を認定し、その 取組の継続的実践を促進	みやぎe行動宣言登録件数	件	4,125	3,559	383			個人、事業者の環境配慮行動を促 進することができた	○				

3 グリーンな経済システムへの加速

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) グリーン購入 の促進	グリーン購入促進事業	環境政策課	「宮城県グリーン製品」を認定するほか、グリーン購 入を促進するための活動を行う民間団体みやぎグ リーン購入ネットワークへの支援を通じ、県内のグ リーン購入の普及を促進	認定製品数	者	9	61	59			・制度開始以降、「宮城県グリーン 製品」の認定数は増加傾向で推移 している。 ・制度活用に、制度活用の恩恵 が実感される仕組みにしていく必要が ある。	○			・循環計画に定める産業廃棄物の処 分量の削減目標の達成に向けて、 循環資源の利活用促進が必要なた め。	
				セミナー開催状況	回	1	2	2								
	県の行うグリーン購入	環境政策課	環境配慮物品等について積極的に調達を行うほ か、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物 品等を「宮城県グリーン製品」として認定し、普及拡 大を推進	グリーン購入対象分類	分類	20	21	21			グリーン購入率が年々上昇しており、 取組の成果が現れている。	○			条例に基づく取組であり、今後も継 続して取り組む	
				グリーン購入対象品目	品目	260	276	273								
			県全体のグリーン購入率	%	95.6%	98.3%	98.9%									
(2) 事業者の環 境配慮経営 等の支援	環境配慮型経営を行う中小企業者への 支援	商工金融課	再生可能エネルギー発電事業を行う県内中小企業 者の資金調達を支援													(3) に含めて整理
(3) 県自らの環 境配慮行動 の推進	自らの事務事業の中で消費するエネル ギーの抑制や、廃棄物の3R、グリーン 購入等の環境配慮行動を推進	環境政策課	宮城県環境マネジメントシステムの進行管理を実施	温室効果ガスの排出量	t	77,345	75,059	70,574			目標達成までにははたっていないもの の温室効果ガス排出量や電気使用 量は着実に減少している。 指標がいずれも絶対値であるため、 酷暑や厳冬など気候の影響や施設 の新築・建替えによるエネルギー使用 量の増加等の影響を受けやすいこと が課題。	○			温対法や省エネ法に基づく取組であ り今後も継続して取り組む	
				庁舎内での電気使用量	MWh	77,312	76,571	75,602								
				庁舎内での燃料使用量(熱量換算)	Gj	213,138	214,070	193,561								
				公用車の燃料使用量(熱量換算)(緊 急車両を除く。)	GJ	29,536	29,426	28,898								
				用紙類(コピー用紙及び印刷用紙)の 購入量	百万枚	220.3	217.3	219.2								
				廃棄物の発生量	t	3,748	3,507	3,373								
				廃棄物の再資源化率	%	35.2	36.3	36.8								
				庁舎での水使用量	千m <sup>3</sup>	779	779	754								
			環境配慮実施要請数	件	1,522	1,315	1,167									
			業務委託等における環境配慮の推進	環境配慮実施要請割合	%	80.0%	80.7%	86.5%								

すべての基盤となる施策 第2節 環境の保全に関する協定の締結

1 環境配慮基本協定

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
1 環境配慮基本協定		環境対策課	宮城県に立地する事業者の自主的な環境配慮への取組を促進するために策定した「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」に基づいて、事業者と県、市町村が協定を締結	環境配慮基本協定締結状況	件	2	2	2			協定を締結した2事業者からは、毎年取組状況の報告を受けている。また、取組状況をまとめた報告書は事業者HPで公開するとともに、県HPからもリンクを設定している。	○			新たな事業者が対象となった場合、ガイドラインに基づきシステム構築、協定締結により環境配慮の取組を推進する。	ガイドラインに基づきシステム構築、環境配慮基本協定締結につなげるものであり、いずれかに包含する。

2 公害防止に関する協定

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 公害防止協定等の締結		環境対策課	総合的な公害防止対策を講じる必要がある大規模な事業所の事業者と公害防止協定を、大気中への二酸化硫黄の排出について対策を講じる必要がある事業所の事業者と覚書を、それぞれ締結	公害防止協定等の締結状況	件	17	17	17			仙台パワーステーション、石巻雲雀野発電所がH29年度に営業運転を開始したことを受けて、新たな協定締結及び協定の変更を行った。現在、小規模火力発電所の新規立地及び計画が相次いでおり、事前協議や事前相談を行っている。	○			小規模火力発電所の新規立地及び計画が相次いでおり、県民の関心も高いことから、事業を継続する。	
(2) 公害防止協定等の進行管理		環境対策課	公害防止協定等締結事業者に対し、対象施設等の新設、増設及び変更がある場合、計画立案段階で公害防止協定に定める排出基準や周辺環境への影響について協議・報告することを求め、当該計画に伴い発生する環境負荷に対して適切な対策がとられているか確認	事前協議数	件	3	2	2								
				報告受付数	件	45	17	16								
				協定等の改定数	件	1	2	0								
				公害防止協議会開催数	回	3	3	2								

3 自然環境保全協定

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
3 自然環境保全協定		自然保護課	開発面積が20ha以上の開発行為について、開発行為者と「自然環境保全協定」を締結し、自然緑地の保全や植生回復等の自然環境の保全上必要な措置を講じるよう指導	自然環境保全協定の締結状況	件	3	7	8			事業者に対し、適切な開発行為を行うように指導した。なお、近年は太陽光発電施設の設置に伴う開発が急激に増加している。	○			引き続き、無秩序な開発を防止するため、適切な開発行為を指導し、開発地域及びその周辺の自然環境の保全を図っていく必要がある。	

すべての基盤となる施策 第3節 環境の保全に関する協定の締結

1 環境影響評価制度と自主的な環境配慮の取組

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績						成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1		R2 目標年	継続	拡充			廃止
(1) 法令による環境影響評価の実施状況		環境対策課	H29年に環境影響評価条例施行規則を改正し、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業に追加したことから、環境影響評価技術指針をH29年7月に改正するとともに、技術指針を補完する環境影響評価技術マニュアルの追補版を平成30年に作成	条例に基づく実施状況	件	6	7	8			再エネ関連事業の推進を背景として、審査案件が年々増加している。法令に基づき環境保全の見地からの意見を事業者又は主務大臣に通知し、環境保全に配慮した事業計画とするよう指導している。	○			環境影響評価を行い、大規模事業による環境への影響の回避又は低減を図る。	
				環境影響評価法に基づく実施状況	件	10	10	17								
				東日本大震災復興特別区域法に基づく実施状況	件	2	2	2								
(2) 事業活動における環境配慮推進ガイドラインの策定		環境対策課	事業者自らが事業内容や地域の状況に応じた環境マネジメントシステムを構築し、第三者機関によるチェックや事業者と県、市町村との間で締結される環境配慮基本協定などで実効性を確保	環境マネジメントシステム構築数	件	2	2	2			ガイドラインの対象が20ha以上の大規模な事業用地を有する民間事業者であり、対象が極めて少ない。新規に環境マネジメントシステムを構築した事業者はない。	○			新たな事業者が対象となった場合、ガイドラインに基づきシステム構築、協定締結により環境配慮の取組を推進する。	ガイドラインに基づきシステム構築、環境配慮基本協定締結につなげるものであり、いずれかに包含する。

2 大規模開発行為への指導

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止			
2 大規模開発行為への指導		自然保護課	面積が20ha以上の一定の開発行為に関し必要な基準等を定めるとともに、事業者に対し、その遵守を指導	大規模開発行為実施状況(開発完了・開発中合計)	面積 ha	7,680	8,059	8,438					○			引き続き、無秩序な開発を防止するため、適切な開発行為を指導し、開発地域及びその周辺の自然環境の保全を図っていく必要がある。	
				箇所	件	88	95	103									

3 林地開発許可

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止			
3 林地開発許可		自然保護課	再生可能エネルギー固定価格買取制度による太陽光発電施設の設置案件が増えており大規模化の傾向が見られている	太陽光発電施設等を含む林地開発許可申請に対し、指導・審査を行い適正に許可制度を実施した。									○			法に基づき適正に実施する。	

すべての基盤となる施策 第4節 規制措置

第4節 規制措置

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止			
第4節 規制措置		-	H18年度以降、新たな規制措置の施行はないが、県は、常に法令の適正な運用に努めるほか、科学的知見を踏まえた上で条例の見直しを行うとともに、新たな規制の必要性についても継続的に検討														

すべての基盤となる施策 第5節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

1 公害紛争等の適切な処理

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考	
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止			
(1) 公害苦情の受付状況		環境対策課	県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情件数は全体的には減少傾向	公害苦情件数の推移	件	667	586					県及び市町村における公害苦情処理状況を把握し周知した。	○			県及び市町村における公害苦情処理状況を把握する重要な資料となることから事業を継続する。	
(2) 市町村別苦情件数		環境対策課	市町村が受付した公害苦情件数	公害苦情件数の推移	県	件	34	34				市町村別の公害苦情処理状況を把握し周知した。	○			市町村における公害苦情処理状況を把握する重要な資料となることから事業を継続する。 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策>公害紛争等の適切な処理>市町村別苦情件数	
				公害苦情件数の推移	市	件	527	446									
				公害苦情件数の推移	町村	件	106	106									
(3) 公害紛争処理		環境対策課	公害審査会は学識経験者等の委員12人で構成され、調停申請等に基づき委員の中から調停委員等を指名し、紛争の解決を図っている	調停係属中(H29年度末)	件	2	1	1				公害紛争処理法に基づき申請のあった調停手続について、紛争の解決に従事した。	○			公害紛争処理法に基づく手続きのため、相談及び申請の都度対応する。	
				調停成立(S46年以依頼)	件	5	7	7									
				調停打ち切り(S46年以依頼)	件	7	7	7									
				調停取下げ(S46年以依頼)	件	4	4	5									
				調停しない(S46年以依頼)	件	2	2	2									

2 環境犯罪への対応

施策名	事業・取組名	担当課	内容	実績							成果・課題	今後の方向性 (該当するものに○印を記入)			左記(今後の方向性)の理由や 具体的な内容等	備考
				項目 (数値化できない場合は実績の概要)	単位	H28 基準年	H29	H30	R1	R2 目標年		継続	拡充	廃止		
2 環境犯罪への対応		警察本部生活環境課	県民の生活環境の保全を目的として、環境行政機関との連携を図りながら、生活環境に障害を与える環境犯罪の指導取締りを推進	環境犯罪検挙件数	件	95	117	131			事件検挙を通じて社会的警鐘を鳴らし、不法投棄等の防止を図った。 悪質・巧妙化する環境犯罪に対し、継続的な取締りを推進する必要がある。	○				
				環境犯罪検挙者数	人	116	128	156								